

三浦郡葉山町における戦没者の記録

坂井久能

Records of the War Dead in Hayama-machi, Miura-gun

SAKAI Hisayoshi

はじめに

- ① 葉山町役場所蔵の戦没者に関する記録
 - ② 戦没者を表象した記念碑等
 - ③ 戦没者の墓標
- おわりに

【論文要旨】

三浦郡葉山町という一行政区を範囲として、戦没者がどのように記録され、そこからどのような戦没者の実態が浮かび上がってきたかということを探った。平成十四・十五年度に国立歴史民俗博物館が実施した「戦争体験の記録と語りに関する資料調査」で、筆者は葉山町における戦争体験の記憶と語りについて調査した。今回は戦没者の記録について、町役場文書・碑表・墓標等を対象に、葉山町全体の中で捉えようとしたものである。

葉山町役場文書については、町役場が軍事行政に携わっていた頃からの「葉山町戦没者名簿」や、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金・弔慰金の請求にかかわる「戦没者整理名簿」、恩給復活にともなう軍歴申立の資料と思われる「戦没者履歴簿」、扶助料請求者が記されている「戦争殉難者名簿」など戦後の遺族援護にかかわる資料があり、遺族や援護の状況とともに、戦没者がどのように記録されているのかをうかがうことができる。

戦死者を表象する施設については、その形態から招魂碑等の碑表、神社形式、塔形式の三つに分けられた。また表象する対象や建立者から、町が建立した「葉山町慰霊塔」、旧村ごとに地区団体が建てた碑表類、個々の寺社が建てた碑表や社殿形式の慰霊施設が存在し、例えば光徳寺の英霊碑の六名は、遺族の供養の他に地区の招魂碑や、更には葉山町慰霊塔にも刻まれるなど、四層の重層した慰霊・供養の体系を認めることができた。これに県レベルの「神奈川県戦没者慰霊堂」と、国レベルの靖国神社を加えると、六層の体系となることに注目した。

戦没者の墓標からは、戦没者の実態とともに、遺族がどのように死を受け止め、慰霊・供養したのかを知ることができる。二百名の墓標データを分析し、「葉山町戦没者名簿」等と照合することで、相互にデータを補完するとともに、行政文書の記録と墓標の記録の違いを見ることができた。

はじめに

1、調査研究の対象と契機

ここに、神奈川県三浦郡葉山町における「戦没者の記録」として、調査の対象としたのは次の諸資料である。以下特にことわらない限り、「戦没者」と表記した場合は、戦死・戦傷死・戦病死を含むものとする。①の葉山町役場文書がそのように表記していることと符合させるためであり、戦災死者は対象としていない。

①戦没者を記録した葉山町役場文書（遺族台帳・戦没者履歴簿などの簿冊）

②戦没者を表象した記念碑等（招魂碑・忠魂碑・慰霊塔など）

③戦没者を慰霊・供養した墓標

これらは、それぞれの目的のもとに記録されたものであり、①は行政事務の処理のため、②は戦没者の慰霊・供養や顕彰、平和への祈念など、建立者の意図によって異なる。③は遺族が戦没者の慰霊・供養のために刻み建立したものである。戦没者を記録した体験記等については、今回は調査の対象としていないが、葉山町には遺族会が発行した戦没者の記録がある。『遺族会二十五年のあゆみ』（葉山町遺族会、一九七一年）、『葉山町遺族会会員名簿』（二〇〇三年作成、他年度のものもある）や「はやま町遺族会通信」等であり、これらは本文で適宜引用する。この他に、編集されたものではないが、戦没者の記録として遺族宅に残された戦死資料もあり、今回は根岸房良氏の戦死資料を調査した。これについても、本文で適宜引用する。

戦没者の記憶や語りに関する調査は、遺族の聞き取り調査を行ってきた。特に葉山町の小峰ミサさんについて、国立歴史民俗博物館が平成

十四・十五年度に「戦争と神社祭祀をめぐる資料調査」というテーマで実施した資料調査に、筆者が資料調査委員として委嘱され、聞き取り調査を実施した。その調査の結果は、既に『戦争体験の記録と語りに関する資料調査2』（国立歴史民俗博物館資料調査報告書14、二〇〇四年）で報告済みである。小峰さんの夫は、軍属として戦地に出張し、昭和十九（一九四四）年二月六日にマーシャル諸島で戦死した。平成十四年五月以降何度か聞き取りを続け、小峰さんの記憶を裏付ける記録の調査を行う中で、小峰さんの夫の戦死を葉山町全体のなかで捉えてみようとしたのが、今回の調査の契機である。

2、調査研究の概要とねらい

葉山町の戦没者については、葉山町が昭和四十（一九六五）年十月に葉山町堀内二一四五の葉山町役場前専有地に「慰霊塔」を建設し、その塔舎内壁の名板に戦没者四三二柱の氏名を刻んだことが、特筆すべき公的な記録である。その他、前掲の葉山町遺族会が作成した『遺族会二十五年のあゆみ』に、戦没者の氏名・階級・位勲功・戦没年月日・戦没場所等が載せられている。これらにより、戦没者に関するおおよその数的情報は得られるものの、実態を示す資料とは言いがたい。

そこで今回は、平成十五年七月～八月に墓標調査を実施した。寺院墓地・共同墓地の悉皆調査をめざし、二〇〇名（一八四基）の墓標データを得た。葉山町役場文書は、同年八月～九月に葉山町役場で所蔵する資料のうち、「葉山町戦没者名簿」「戦没者履歴簿」「戦没者整理名簿」「戦争殉難者名簿」「将校名簿」の五点を、特別に閲覧許可を得て調査した。戦争記念碑については、国立歴史民俗博物館が平成十二・十三年度に「近代における戦争記念物」というテーマで実施した「非文献資料の基礎的研究」の研究会に、筆者も参加して調査した成果に基づくもので、その調査結果は既に『非文献資料の基礎的研究』報告書「近現代の戦争

に関する記念碑」〔国立歴史民俗博物館、二〇〇三年〕で報告済みである。今回は墓標調査のなかで再調査を実施した。

これらの調査のねらいは、第一に、軍行政や遺族援護事務を担当した役場が戦没者をどのように記録し、そこからどのような戦没者の実態が浮かび上がってくるのかを探ること、第二に、戦没者を表象する記念碑等を通して、地域が戦争及び戦没者をどのように受けとめどのよう表象していったのかを探ること、第三に、戦没者の墓標を通して、遺族が戦没者をどのように受けとめ、どのように慰霊・供養したのかを探ることである。

3、三浦郡葉山町の概要

三浦郡葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東・南は横須賀市に接し、西は相模湾に面している。東部の畠山（二〇五・二メートル）から二子山（二〇七・九メートル）へ連なる山々を分水嶺として、森戸川・下山川などが西流して低地を形成し、相模湾に注いでいる。東西約七キロメートル、南北約四キロメートル、面積は一七〇・〇六平方キロメートル。人口は約三万人である。明治二十二（一八八九）年の町村制実施により、木古庭・上山口・下山口・一色・堀内・長柄の六村が合併して葉山村となり、大正十四（一九二五）年に町制を施行し、現在に至っている⁽¹⁾。旧六村は葉山町の大字として、現在でも町内の六つの地区を形成している。

葉山町は、太平洋戦争中に艦載機が爆弾を投下して木古庭で一名死亡し、漁業中に機銃掃射を受けて二名死亡するという被害があったが、大きな空襲被害はなかったこと、道路や町並などに戦前期の景観を比較的よく残している。また葉山町の近代史は一面で保養の町として歩み、その象徴的な存在が「葉山御用邸」であった。御用邸の他にも、有栖川宮（高松宮）・北白川宮・東伏見宮・秩父宮などの宮家別邸や、政界・財界・

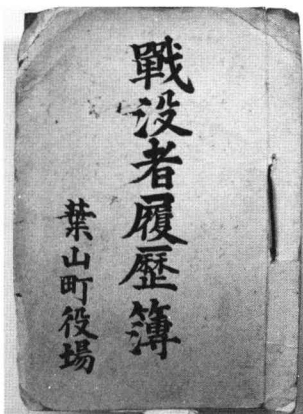
文化人・軍人など多くの名士の別荘や居宅が設けられ、昭和九年には別荘の数が四三二戸に及んだという⁽³⁾。戦後の葉山は、海水浴やヨットなどマリンスポーツの町として、また平成六（一九九四）年に「21世紀の緑陰滞在型の国際交流拠点」として湘南国際村がオープンし、御用邸と併せて葉山町の象徴的な存在となっている。

葉山町を調査地とした理由は、上記のように小峰ミサさんの聞き取り調査との関連であるが、その他に、一つには葉山町は右のように空襲被害があまりなく、鉄道網からはずれており、他地域に比して開発があまり進んでいないことから、景観や歴史資料の残存状況がよいと思われること、戸口等が昭和戦前期から激変していない地域と思われることである。二つ目は戦没者の墓標悉皆調査をめざす上で、行政区域として適度の広さと判断したことによるものである。

②葉山町役場所蔵の戦没者に関する記録

1、戦没者に関する簿冊の概要とその記録

葉山町役場には、昭和戦前期から戦後の昭和二〇年代頃までの戦没者に関する次の資料（簿冊）が所蔵されている。以下これらについての概要を述べるとともに、戦没者がどのように記録されているのかを探る。なお、この他に「將校名簿」「自昭和二十一年七月施行 將校名簿 葉山町役場」の表題がある簿冊）を調査したが、戦没者の記録ではないので割



戦没者履歴簿

愛する。

- (1) 「戦没者履歷簿」
- (2) 「戦歿者整理名簿」
- (3) 「戦争殉難者名簿」
- (4) 「葉山町戦歿者名簿」(遺族台帳)

(1) 戦没者履歷簿

白厚紙の表紙に縦書き墨筆で「戦没者履歷簿 葉山町役場」と記されている。黒綴紐で右綴じ、タテ二七・三センチ×ヨコ一九・三センチである。本文は、ざら紙にガリ版刷りしたB5判タテの右端に「切取線」があり、全て切取線で切り取られた状態で綴じられている。元の用紙はB4判ヨコの大きさであったと思われる。書式は左のようになっていて、右に「履歷書」の表題があり、空欄八行に、それぞれの履歷が記載されている。ここに納められた履歷書は二四四名分あり、いろは順に綴じ、検索しやすいように「い」「ろ」「は」などのラベルが左上に貼られている。

年	月	日	入隊応召、進級、退職、死亡、死亡場所等年月日順に記入する
(空欄は八行ある)			

履 歷 書
戦没者階級
氏 名
生 年 月 日

入隊から死亡迄なるべく詳しく記して下さい、書き切れぬ場合は他の用紙を用ひること

履歷書は、戦没者の軍歴を遺族が記したもので、記載欄の末尾に「入隊から死亡迄なるべく詳しく記して下さい」とある。入隊応召年月日と

死亡の場所・年月日を記す程度のもものが多く、その間の記載は少ない。特に昭和十九・二十年の頃のものには、音信もなく記すべき材料が少なかつたためであろう。

履歷書には、役場担当者のものと思われる書き込みがある。「軍属につき不要」、「兄弟にて請求権なし」、「遺族兄弟のみにて請求できない」などは、軍属や、遺族が兄弟の場合には請求権がないということである。また、「扶助料請求者 妻△△子ヨ 昭和二十九年一月五日」(姓を伏せた)というように、戦没者の妻が扶助料請求者であることを明記した、右の書式によらない履歷書もある。また、右の書式とは別に、右に「(23号書式) 履歷書(扶助料関係用)」と記す活字印刷されたB4判横の用紙を使用した事例も二件ある。これらのことから、この履歷書は、昭和二十八年八月一日に法律第一五五号「恩給法の一部を改正する法律」として公布、即日施行されて復活した軍人恩給に係わる、扶助料請求のための軍歴申立の資料であったと思われる。

戦没者履歷は二四四名分あり、戦没年・戦没場所を一覧したものが表1である。「葉山町戦歿者名簿」からも同じような一覧表を作成したが(表7)、戦没者履歷簿は昭和八年から始まり、軍属を対象としないことが異なっている。「葉山町戦歿者名簿」に登載していない戦没者を五十二名載せていることは、同名簿を補完する資料として貴重である。また、遺族が記録した戦没者の記録としてはおそらく最初のまとまったものであり、行政文書として行政側が記録した遺族台帳との違いも注目すべきことである。それについては後述する。

表1 「戦没者履歴簿」にみる戦没年と戦没場所

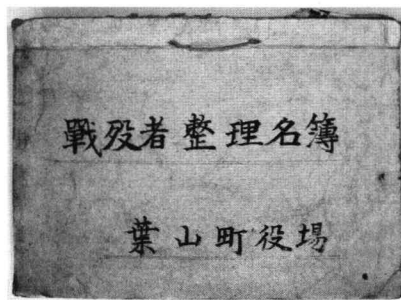
	昭和	8	12	13	14	15	16	17	18	19	20		21	22	23	24	合計		
											終戦前	終戦後					陸軍	海軍	軍属
内地	陸軍	1			1		1		1	1	1	1	2	1		1	陸軍	11	17
	海軍					2				1	2	1					海軍	6	
本邦周辺海面	陸軍																陸軍	0	3
	海軍								2		1						海軍	3	
硫黄島	陸軍										1						陸軍	1	2
	海軍										1						海軍	1	
父島	陸軍										1						陸軍	1	1
	海軍																海軍	0	
沖縄	陸軍										8						陸軍	8	8
	海軍																海軍	0	
ソ連	陸軍												5	1			陸軍	6	6
	海軍																海軍	0	
朝鮮	陸軍										1	1					陸軍	2	3
	海軍																海軍	0	
	軍属											1					軍属	1	
満州	陸軍			1							1	3	7				陸軍	12	12
	海軍																海軍	0	
中国	陸軍		2	2	1	3	4	2		8	8	6	5				陸軍	41	41
	海軍																海軍	0	
仏印	陸軍											1					陸軍	1	1
	海軍																海軍	0	
マレー	陸軍							2									陸軍	2	2
	海軍																海軍	0	
タイ	陸軍												1				陸軍	1	1
	海軍																海軍	0	
ビルマ	陸軍								1	2	7						陸軍	10	10
	海軍																海軍	0	
インド	陸軍									1							陸軍	1	1
	海軍																海軍	0	
東シナ海	陸軍									1	2						陸軍	3	4
	海軍										1						海軍	1	
フィリピン	陸軍									12	48	1					陸軍	61	70
	海軍									1	6	1					海軍	8	
	軍属										1						軍属	1	

	昭和	8	12	13	14	15	16	17	18	19	20	20	21	22	23	24	合計		
											終戦前	終戦後					陸軍	海軍	
ニューギニア	陸軍							1		12	8	1					陸軍	22	22
	海軍																海軍	0	
マリアナ群島	陸軍									4							陸軍	4	8
	海軍									4							海軍	4	
トラック島	陸軍																陸軍	0	2
	海軍								1	1							海軍	2	
メレヨン島	陸軍																陸軍	0	1
	海軍									1							海軍	1	
中部太平洋	陸軍																陸軍	0	2
	海軍									2							海軍	2	
南洋群島	陸軍																陸軍	0	2
	海軍							1	1								海軍	2	
ブラウン島	陸軍									1							陸軍	1	1
	海軍																海軍	0	
マーシャル群島	陸軍										1						陸軍	1	1
	海軍																海軍		
ソロモン群島	陸軍									1							陸軍	1	2
	海軍								1								海軍	1	
ガダルカナル	陸軍							1									陸軍	1	3
	海軍							2									海軍	2	
ラバウル	陸軍																陸軍	0	2
	海軍																海軍	0	
	軍属							1	1								軍属	2	
その他の外南洋	陸軍										1						陸軍	1	3
	海軍								1		1						海軍	2	
南方	陸軍									1							陸軍	1	4
	海軍									1	2						海軍	3	
場所記載なし	陸軍								1	2		2					陸軍	5	8
	海軍								1		1				1		海軍	3	
場所・年月記載なし	陸軍																陸軍	1	1
	海軍																海軍	0	
合計	陸軍	1	2	3	2	3	5	6	3	46	88	16	20	2	0	1	陸軍	199	244
	海軍	0	0	0	0	2	0	3	7	11	15	2	0	0	1	0	海軍	41	
	軍属							1		1	1	1					軍属	4	

伺うことができる。

(3) 戦没者整理名簿

白厚紙の表紙に横書き墨筆で「戦没者整理名簿 葉山町役場」と記す。紙紐で上綴じ、タテ一九・五センチ×ヨコ二七・三センチである。本文は、B4判横の「海軍」縦罫紙を袋綴じにしてヨコに使用し、ペン書きで地区別にまとめた戦没者名簿である。その書式は次のようになっている。



戦没者整理名簿

木古庭地区										
町番号	世帯数	住所	地番	戦没者	遺族	説明	年金	慰紙	戸籍	請求
4	45	木古庭△△△	○○△△	○○○○	◇◇◇◇	▽	7.2	7.2	済	受付
							7.2	7.2	済	7.2
							7.2	7.2	済	7.2
										8.4

木古庭地区から長柄地区まで地区ごとに表を作成し、遺族に「町番号」の通し番号を付けている。町番号は欠番がみられ、追加の記載も多く、町番号が付せられていない追加分もある。地区ごとの掲載状況は次の表2の通りで、合計四〇七名の戦没者遺族が載せられている。

この「戦没者整理名簿」は、作成年月日や目的を直接に記していないが、名簿中に「該当せず」「該当なし」など該当者でないことで抹消されている事例が三十例以上あり、「在郷死亡者(平症死)」で「非該当」という記載があることから、戦病死でないと該当しないことがわかる。「千葉で手続」「金沢区六浦町にて請求」「本籍にて弟請求」「東京にて弔慰金請求済」などとあることから、また右の書式にも「年金」「弔慰」の

表2 「戦没者整理名簿」掲載者数と町番号

地区名	町番号	追加分の町番号	番号	掲載者
木古庭地区	1 12	268 269 314	なし	合計
上山口地区	13 47	297 298 270 271 272 295 297 342		
下山口地区	48 84	273 274 300 338		
一色第一地区	85 87	301		
同 第一地区	89 98			
同 第三地区	101 105			
同 第四地区	106 113			
同 第五地区	115 126			
堀内第一地区	130 145	321 281 147		
同 第二地区	148 157	165 166 305 306 307 322 339 340 146		
同 第三地区	169 178	172 164 191 192 324 283 290 298 325		
同 第四地区	179 189	185 189 325 重出削除 331 316 288 190 324		
同 第五地区	193 205	197 198 333 308 309 326 327 336 190 282 299		
同 第六地区	206 209	311 317 333 33		
同 第七地区	210 219	232 329 284 285 287 288 289 291 127 128 129 277		
同 第八地区	220 225	226 231		
同 第九地区	233 238	286 341		
同 第十地区	241 267	240 欠番 158 159 160 161 162 163 167 168 172 197 198		
長柄地区	239 267	240 欠番 312 315 318 319 320 330 292 293 295 240		
合計	238	169	7	407
				175
				74

欄があることから、昭和二十七年四月二十五日に成立し、同三十日に法律第一二七号として公布された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による「遺族年金」「弔慰金」にかかわる名簿であることがわかる。同法によると、「遺族年金」は、軍人軍属が公務上の負傷、疾病により死亡した場合その遺族に支給され、遺族の範囲は①配偶者(事実婚を含む)、②十八歳

未満の子、③六十歳以上の父母、④十八未満の孫、⑤六十歳以上の祖父母であった。「弔慰金」は、昭和十六年十二月八日以後の在職期間内に（太平洋戦争による）公務上の負傷、疾病により死亡した軍人軍属の遺族または準軍属の遺族に支給され、遺族の範囲は①配偶者（事実婚を含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹などであり、子・孫や祖父母の年齢制限がないことと、兄弟姉妹まで範囲に含まれることが遺族年金と異なり、両者を併せ受けることができた。⁽⁴⁾

そこで、本「戦歿者整理名簿」を見ると、「説明会」欄にチェックが入っているのは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下「援護法」と記す）の公布により、葉山町役場が主催して遺族を集め、同法の趣旨と今後の手続きを説明したものと恐れ、その説明会出席者に対してチェックを入れたものであろう。「年金用紙」欄と「弔慰用紙」欄に「7.1」「7.2」などと記入されているのは、同法による「遺族年金請求書」「弔慰金請求書」の用紙を配布した日付であろう。堀内第一〜第三地区の「6.26」に始まり、木古庭・上山口地区の「7.2」まで、ほぼ地区でまとまった日付が記載されている。^{6.29}を除いているのは、昭和二十七年六月二十九日が日曜日であるため、役所の仕事として説明会を休んだのであろう。同日を除く六月二十六日から七月一日まで連日、地区ごとに遺族に対する説明会を開催し、請求書用紙を配布したようである。「戸籍」欄に「スミ」「手済」「交付済」とあるのは、遺族年金・弔慰金ともに請求に必要な書類として戸籍謄本または戸籍抄本があったからであり、「手済」は交付手続きが済んだこと、「交付済」は謄本または抄本の交付が済んだことを示すものであろう。「請求／弔・年」欄は、弔慰金・遺族年金の請求書が提出された日付を示すものと思われる。一番右の欄は欄見出しがないが、「8.14」の記載が二五七件、「9.8」が三三三件、「4.25」・「28・10・8」各一件であり、全て数字の右にチェックの印「✓」が入っている。この欄の記載は、すぐ左の「請求／弔・年」欄に記載がある者とはほぼ一致している傾向があ

ることから、町役場で弔慰金・遺族年金の請求書提出状況を整理し、県知事へ提出した日ではなからうか。昭和二十七年八月十四日にまとめて提出し、これに漏れた者は九月八日に三三名分を提出したものである。請求書は、請求者↓住所地の市区町村長↓都道府県知事↓死没者除籍当時の本籍地都道府県知事↓厚生大臣という提出経路になっていた。⁽⁵⁾このようなことから、「戦歿者整理名簿」は「援護法」による遺族年金・弔慰金請求のため、昭和二十七年八月頃に町役場が作成した戦没者遺族名簿と判断される。同名簿による弔慰金・遺族年金の請求状況を一覧表で示すと表3の通りである。

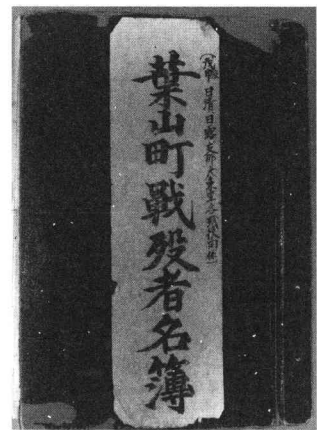
表3 「戦歿者整理名簿」による弔慰金・遺族年金請求者数

地区名	掲載者		弔慰金		遺族年金		両方請求		弔慰金のみ請求		年金のみ請求	
	合計	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者
木古庭地区	15	13	10	10	10	3	3	0				
上山口地区	47	35	24	21	21	14	3	3				
下山口地区	50	34	26	23	23	11	3	3				
一色地区	74	53	54	46	46	7	8					
堀内地区	175	131	115	100	100	31	15					
長柄地区	46	27	21	16	16	11	5					
合計	407	293	250	216	216	77	34					

「戦歿者整理名簿」の掲載者は追加掲載を含めて四〇七名であるが、弔慰金あるいは遺族年金を請求した人の合計は三二七名である。この数字は、後掲の遺族台帳が三六九名であることから、遺族数としてはそれより多く、請求者数は少ないことになる。もとより移動の激しい時期であったことや、「援護法」は軍人の場合に期間を一切問わず日清・日露戦争でも対象になったが、軍属の場合は昭和十二年七月七日以降に対象を限定していることなど、⁽⁶⁾遺族台帳との違いもあったためであろう。

(4) 葉山町戦没者名簿(遺族台帳)

B 5判縦 (タテ26cm ×
ヨコ18cm) 黒クロス張り
綴込表紙の中央に縦長の
紙を貼り、「戊辰、日清、
日露、支那、大東亜各戦
役関係」葉山町戦没者名
簿」と墨書し、右に黒綴
紐二本で二箇所綴じてい



葉山町戦没者名簿

る。表紙の次に、B 4判横「海軍」赤縦罫紙を袋綴じにした、「遺家族者」の表題があるペン書きの名簿が五枚ある。名簿には、「住所」「遺族者氏名」「備考」の欄を設け、備考は末尾の二人に「24・2・3」の記載があるのみである。地区別に遺族者氏名を記し、掲載数は次の通りである。

木古庭 一四名 上山口 二八名 下山口 二八名

一色 五二名 堀内 一〇五名 長柄 二七名 (合計二五四名)

後述のように、本戦没者名簿に載せる戦没者の総数は三六九名であることから、この二五四名の遺族者氏名は何時の時点のものか明記されていないが、末尾の遺族者氏名の下に鉛筆で「252」と書かれていることから、「24・2・3」(昭和二十四年二月三日)に二人が遺族として追加される以前にこの名簿一覧が作成され、その時点で二五二名であったこと、昭和二十四年二月に二五四名となったことがわかる。

本文をなす遺族台帳は、ざら紙にガリ版刷りしたB 4判横の用紙を袋綴じにしてある。台帳は三八七名分あるが、そのうち「生死不明」者が「戦死」者として書き換えられたことで、その一五名分が斜線抹消されて残っている。また「生還者」が斜線抹消されて三名分残っている。戦没者の死亡年月日は、昭和十二年十月一日の中国江蘇省での「戦死」

から、昭和二十二年三月五日のソ連カザック共和国タンケント収容所での「戦病死」までであり、日中戦争・太平洋戦争の戦没者に限られている。表紙に「戊辰、日清、日露、支那、大東亜各戦役関係」葉山町戦没者名簿」とある戊辰・日清・日露戦役については、「海軍」罫紙を使用した二枚の紙に「戊申、日清、日露戦死者名簿」として十九名を一覧表形式で記載し綴じているのみで、個別の台帳は存在しない。

個々の台帳の右上に表題があり、「支那事変大東亜戦争戦没者遺族台帳」「大東亜戦争戦没者遺族台帳」「大東亜戦争戦没者遺族台帳」などと記されている。台帳の種類としては遺族台帳と生死不明者台帳からなり、生死不明者台帳は同一の書式であるが、遺族台帳は書式がさまざまである。遺族台帳を掲載事項によって分類すると、六種類に分けられる。それを仮に書式1〜6とし、それぞれの書式と掲載事項を比較した対照表を表4に掲げた。

掲載事項の違いは作成年代の違いとみられるので、それぞれの書式の記載人数とともに、公葬と英霊帰還の記載数を表5に掲げた。

〈書式1〉は、日中戦争以降の戦没者の公葬について細かに記載しており、軍事援護が鄭重におこなわれていた時代をうかがわせる、最古の書式であろう。但し、公葬場所が「葉山国民学校」と印刷されているので、勅令第一四八号「国民学校令」によって昭和十六年四月一日以降小学校を国民学校と称した、それ以降の作成ということになる。〈書式2〉は、「大東亜戦争戦没者行賞賜金」欄が加わっている。同行賞は、支那事変戦没者行賞に続いて昭和十七年九月二十六日に裁定され、同年十月に第一回戦没者論功行賞が上奏されているので、それ以降の作成ということになる。但し、書式1で公葬場所を「葉山国民学校」と印刷されていたのが無くなっていることから、後述のように公葬場所が葉山国民学校で行われなくなる昭和二十年四月以降の状況を反映している書式と思われる。〈書式3〉と〈書式4〉は、記載事項に違いが少ない。ともに〈書式1〉

表4「葉山町戦歿者名簿」の書式対照表(1)

書式1				
記号	支那変大東亞戦争戦歿者遺族名帳			
戦歿者	官等級位勲功氏名生年月日			
	戦歿場所			
	戦歿年月日(戦死・戦病死・戦傷死・死亡)			
	入營應召年月日(入營・應召)			
	原隊又ハ鎮守府名			
	入營團應召前		居住地	
		職業		
		年月収		
遺族	本籍地			
	現住所			
	戦歿者トノ續柄			
	氏名			
	生年月日			
	職業又ハ学校名			
備考				
行賞金名	金額	賜與年月日	請求書提出年月日	處理状況
特別賜金				
扶助料				
金鵄勲章年金				
生計	資産			
	負債			
	入取年月額			
	支出年月額			
	生活程度(上中下)			
授養	授養補導			
	育英			
種別		年月日	金額	
部隊葬年月日				
靖國神社合祀年月日				
御府献納寫眞進達年月日				
祭染料傳達年月日				
陸軍大臣代理慰問年月日				
初盆香花料交付年月日				
皇后陛下御下賜品伝達年月日				
肖像画交付年月日				
三長官供物料				
公葬年月日		場所	葉山国民学校	
金額	摘要			
	秩父宮			
	北白川宮			
	高松宮			
	東伏見宮			
	軍人授養會			
	〃神奈川県支部			
	日本赤十字社			
	聯合分會			
	葉山町分會			
	三井別荘			
	銃後奉公會			
	婦入會			
	神奈川県知事			
	其ノ他			

*公葬は、139～215

書式2				
記号	支那変大東亞戦争戦歿者遺族名帳			
戦歿者	官等級位勲功氏名生年月日			
	戦歿場所			
	戦歿年月日(戦死・戦病死・戦傷死・死亡)			
	入營團應召年月日(入營・應召)			
	原隊又ハ鎮守府名			
	入營團應召前		居住地	
		職業		
		年月収		
遺族	本籍地			
	現住所			
	戦歿者トノ續柄			
	氏名			
	生年月日			
	職業又ハ学校名			
備考				
行賞金名	金額	賜與年月日	請求書提出年月日	處理状況
特別賜金				
扶助料				
金鵄勲章・年金				
大東亞戦争死没者行賞賜金				
生計	資産			
	負債			
	入取年月額			
	支出年月額			
	生活程度(上中下)			
授養	授養補導			
	育英			
種別		年月日	金額	
部隊葬年月日				
靖國神社合祀年月日				
御府献納寫眞進達年月日				
祭染料傳達年月日				
陸軍大臣代理慰問年月日				
初盆香花料交付年月日				
皇后陛下御下賜品伝達年月日				
肖像画交付年月日				
三長官供物料				
公葬年月日				
金額	摘要			
	秩父宮			
	北白川宮			
	高松宮			
	東伏見宮			
	軍人授養會			
	〃神奈川県支部			
	日本赤十字社			
	聯合分會			
	葉山町			
	三井別荘			
	銃後奉公會			
	婦入會			
	神奈川県知事			
	其ノ他			

*公葬は、13年1例、他は205～214

書式3				
記号	大東亞戦争死没者遺族名帳			
戦歿者	官等級位勲功氏名生年月日			
	戦歿場所			
	戦歿年月日(戦死・戦傷病死)			
	入營應召年月日(入營・應召)			
	原隊又ハ鎮守府名			
	入營團應召前		居住地	
		職業		
		年月収		
遺族	本籍地			
	現住所			
	戦歿者トノ續柄			
	氏名			
	生年月日			
	職業又ハ学校名			
備考				
行賞金名	金額	賜與年月日	請求書提出年月日	處理状況
特別賜金				
扶助料				
金鵄勲章年金				
生計	資産			
	負債			
	入取年月額			
	支出年月額			
	生活程度(上中下)			
授養	授養補導			
	育英			
種別		年月日	金額	
部隊葬年月日				
靖國神社合祀年月日				
御府献納寫眞進達年月日				
祭染料傳達年月日				
陸軍大臣代理慰問年月日				
初盆香花料交付年月日				
皇后陛下御下賜品伝達年月日				
肖像画交付年月日				
三長官供物料				
公葬年月日			場所	
金額	摘要			
	秩父宮			
	北白川宮			
	高松宮			
	東伏見宮			
	軍人授養會			
	神奈川県支部			
	葉山町			
	銃後奉公會			
	神奈川県知事			
	其ノ他			

*英霊帰還は、21.5～22.4

〔三浦郡葉山町における戦没者の記録〕……坂井久能

表5 「葉山町戦歿者名簿」各書式ごとの公葬・英霊帰還の記載数

計	6		5		4		3		2		1		書式 人数	
370	75	0	57	2	45	2	51	26	4	37	16	105	記載数	
英霊 177	公葬 104	英霊 66	公葬 0	英霊 43	公葬 2	英霊 32	公葬 2	英霊 26	公葬 4	英霊 6	公葬 16	英霊 4	公葬 80	13年
	6										1		5	14年
	6												6	15年
	8												8	16年
	4												4	17年
	3												3	18年
	10												10	19年
	16												16	20年
1	31	1									13		18	21年
	14			2		2		4		2		4	4	22年
58				23		7		21		4		3		23年
82	36		19		19		5			2		1		24年 以降
29	24		1		4									
7	5				2									

* 「公葬」については、実施年月を記載していない事例もあり、合計数は合わない。
「人数」は各書式を使用した枚数でもある。但し他府県の台帳(例は除き、生還者)名は加えた。

〈書式2〉と大きく違う点は、公葬の摘要欄に記載があった日本赤十字社・聯合分会・三井別荘・婦人会の記載が無くなっていることである。
〈書式3〉は、表題を「大東亜戦争死歿者遺族台帳」とし、「大東亜戦争死没者行賞賜金」が無くなっているが、〈書式4〉は、その点で〈書式2〉をそのまま踏襲しているため、書式としては〈書式4〉の方が古いように思える。しかし、英霊帰還の記載は〈書式3〉は昭和二十二年で終わっており、公報については殆ど記さないが、〈書式4〉は公報交付年月日を備考に相当する末尾の空欄に殆ど記しており、英霊帰還の記載は昭和二十四年にまで及んでいる。〈書式4〉の方が戦後長く使用した書式といえる。〈書式5〉は、公葬の欄が消えたことが大きな特色である。

後述のように、戦没者の公葬が禁止されたのは昭和二十一年十一月であることからそれ以降で、まだ「金鵝勲章ノ年金」欄があり記載されていることから、同年金が廃止された昭和二十二年五月までの期間の作成と思われる。

〈書式6〉は、行賞金・生計・援護・靖國神社合祀・祭料・陸軍大臣代理慰問等の欄が無くなり、かわって「公報発令年月日」と「英霊帰還年月日」が欄に加わり、従前と比べて極めて簡略な記載となっている。最も新しい書式であろう。

以上の結果から、遺族台帳は書式1↓書式2↓書式3・書式4↓書式5↓書式6のように変遷しているものと推定される。但し戦後の物資不足の中ではこの区分は必ずしも明確でなかったようで、在庫のある用紙を使用したと思われるような、それぞれの書式の使用の幅や重なり状況が見られる。

以上の書式とは別に、他府県の台帳も二件綴じられている。一件は「深川區銃後奉公會」が作成した「戦歿者遺族台帳」で、「肖像」欄に写真を載せ活字印刷されたものである。「實地調査」の欄に「昭和十五年九月十二日 本臺帳調製且調査未了事項」として調査員「中島」の押印があるので、その時台帳に記載したものとと思われる。もう一件は、「寫」印が押され「轉出」の記載がある「戦歿者遺族台帳」である。昭和十七年に戦病死した遺族に「府弔慰金支拂濟」とあるので、東京府(昭和十八年七月に東京都)から「轉出」して葉山を現住所としたのかもしれない。臺帳欄外右下に「昭和二十年 月 日作成」とガリ版印刷されている。

このような遺族台帳作成の根拠について、東京市の銃後奉公會設置にかかわる次の史料がある。²⁾

厚發第二、五一三號 施行 昭和十四年十一月七日

銃後奉公會處務會計二閱スル件依命通牒

内容に変更や追加があればその都度記入してきた台帳である。個々の台帳の殆どに「成井」の印が押されており、戦中戦後に役場吏員であった成井氏の印である。成井氏からの聞き取りはできなかったが、ご子息を通してうかがったところでは、昭和十四年から三十三年間葉山町役場に勤務し、終戦時には聯隊区司令部の指示で兵に関係する資料を焼いたとのことである。

3、「葉山町戦歿者名簿」からみた葉山町の戦没者の実態―さまざまな兵士の死

(1) 戦没者の数

葉山町の戦没者について、その全てを把握することはむずかしい。資料がなく、また本籍・現住所の移動等によりその都度変動するからである。昭和四〇年の県の調査によると、葉山町の戦没者は八四四名（陸軍六九三名・海軍一五一名）で、戦没地別の人数は次の通りである。⁽⁹⁾

満州 三六 ソ連地区 三五 朝鮮 十七 北方地区 十五
 中国 一五七 比島 七五 仏印・タイ・ビルマ 五六
 ニューギニア方面 一六二 南洋諸島 二〇八 台湾 九
 沖繩 十一 硫黄島 十七 内地 三十 地域不明 十六

昭和四〇年に葉山町が建立した葉山町慰霊塔の名板に刻まれた戦没者は四三二柱である。ここで取りあげる葉山町役場所蔵の「葉山町戦歿者名簿」は、昭和十二年から戦後までの戦没者及び遺族の台帳であり、三六九名載せている。台帳には、転出者・転入者を含む葉山町に本籍・現住所がある戦没者を載せており、日中・太平洋戦争期の戦没者をほぼ網羅しているものとみられる。但し、既述のように「戦没者履歴簿」には遺族台帳に搭載されていない戦没者が戦前三十四名・戦後十八名、合計五十二名に及び、特に終戦前後の戦没者で台帳に漏れている事例が多

い。この数を加えると戦没者は四二二名となる。

なお、既述のように「葉山町戦歿者名簿」には、「戊申、日清、日露戦死者名簿」が綴じられている。十九名の「戦争別」「現住所」「戦死者氏名」「遺族氏名」「戦死者トノ續柄」を一覧表にして載せており、個別の台帳はない。戦争別の内訳は、「戊申」一名、「日清」二名、「日露」十四名、「明治四十一年韓国ニテ戦死」一名、「連合戦争」一名である。「連合戦争」の戦死者は、大正五（一九一六）年十二月に亡くなった憲兵上等兵で、第一次世界大戦の戦没者である。これら十九名の戦没者は葉山町慰霊塔の名板に刻まれており、同名板の戦没者数は戊辰戦争以降ということになる。但し、「戊申、日清、日露戦死者名簿」に「戊申」戦争として記されている一名は、仙元山の招魂碑に西南之役での戦死と刻まれているので、名簿の誤記と思われる。戊辰戦争の戦没者は確認できない。同招魂碑には、名簿にない西南之役戦死者がもう一名刻まれているので、西南戦争戦死者二名が記録で確認できた最も古い戦没者である。

(2) 戦没地

「葉山町戦歿者名簿」から、年別の戦没地を一覧表に示すと次表の通りである。（表6）

戦没地の合計数ではフィリピンが一番多く、次いで中国と太平洋地域である。特にフィリピンは、殆ど戦死であり、昭和十九年と二十年の終戦前に集中している。これは、本県の徴集・召集兵が第四十九聯隊（甲府）や第一聯隊（東京）など、第一師団隷下の聯隊に入営することが多く、その第一師団がフィリピンのレイテ島・セブ島でほぼ壊滅状態となったこととかわかるであろう。第一師団は、昭和十九年七月に南方転出の動員下令により、同年十月のレイテ沖海戦で日本海軍が完敗して連合艦隊が事実上壊滅したレイテ島に十一月上陸し、米軍との激しい戦闘で全滅に近い状態となり、セブ島に転進して、終戦を迎えたのである。また、

表6 「葉山町戦没者名簿」による年別戦没地一覧表

死没場所	12年		13年		14年		15年			16年			17年			18年		
	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	他	戦死	戦病死	他	戦死	戦病死	他	戦死	戦病死	他
内地					1	2			1			1			1		1	1
日本近海																		1
朝鮮																		
中国	5		3	1	2		5	1		4		1	2		4	2	1	
満州				1	1		1										1	
外蒙古					1													
ソ連																		
台湾																		
パシフィック																		
南支那海																		
印度洋方面																		
ビルマ																	1	
タイ																		
マレー													2	1				
ボルネオ																		
ニュージーランド																	1	
濠洲																	1	
太平洋の島々	サイパン																	
	テニアン																	
	グアム																	
	トラック																	1
	マリアナ諸島																	
	パラオ本島																	
	南洋群島・内南洋方面												1	1		3		
	外南洋方面																	1
	セレベス島																	
	モロタイ島																	
	モルッカ諸島																	1
	ニューギニア																	2
	ニューブリテン																	1
	ガダルカナル												2					
	ソロモン																	3
	ラバウル																	
	ビスマルク諸島												1					
	ナウル島																	
	ウェーキ島																	
	ニューブライズ諸島																	1
クェゼリン																		
マーシャル諸島																		
北太平洋方面																		
中部太平洋方面																		
南太平洋方面													1			3		
南方方面																		
西南太平洋方面																		
南方13陸軍病院																		
フィリピン																		
硫黄島方面																		
父島																		
沖繩																		
病院船				1														
場所不明																	1	
合計	5	0	3	3	5	2	6	1	1	4	0	2	8	5	0	19	8	5

* 内地の死没場所は、東京第二陸軍病院、国府台陸軍病院、第一陸軍病院、横須賀海軍病院、神奈川療養所、東京臨時第一陸軍病院、相武台陸軍病院、豊橋陸軍病院、本籍地3、館山航空隊、舞鶴海兵団、横須賀海兵団、宮古島、呉方面、高知県手結山

* 「戦傷死」は「戦死」欄、「死亡」「公務死」「非公務死」と原因の記載のないものは「他」欄に記載した。

19年	20年終戦前			20年終戦後			21年			22年			年	合計	備考	
	戦死	戦病死	他	戦死	戦病死	他	戦死	戦病死	他	戦死	戦病死	他				不詳
1	4	2		1		1			1					19	15・19年各1殉職、19年自殺1	
				1										2	20年殉職1。本邦西方海面・南方方面	
				1				1						3	黄海道、済州島北東、興南緑岡病院	
4	8			10	4	1	4	8	1	5				76		
					2			1	1	1	3			12		
										1				2	ノモンハン、外蒙古アムラト病院	
										3				4		
1												1		1		
4														4		
3				3										6		
				1										1		
1	3			5	3									13		
					1									1		
														3		
1											1			2		
														1	ニュージーランドフェゼストン俘虜収容所にて非公務死亡	
2														3		
3														3		
1														1		
2														2		
	1													2		
8														8		
									1					1		
7										1				13		
														1		
1														1		
														0		
1														2		
9	7			7	7				2					34		
														1		
														2		
	2													5		
	1													1		
	1													2		
												1		1		
														1		
1														1		
1														1		
1														1		
3														3		
														4		
4														4		
														1		
18				56	5	3			1					1	戦病死、年記載なし	
				5										5	20年戦死欄死亡理由ないもの3	
					1									1	父島陸軍病院	
				9										9		
														1	特設病院船朝日丸	
	1	4												11		
77	28	6	100	25	6	4	15	2	1	14	1	0	1	0	12	369

昭和十九年四月二十六日には東部六三部隊(甲府)に入営した四名が揃って戦死しており、台帳に「マニラ西方洋上ニ於テ戦死」、戦没者履歴簿にも「南支派遣途次マニラ西方洋上ニテ戦死」とあるので、南支派遣途上の乗船中に轟沈して四名ともに戦死したものである。

一方太平洋地域では、神奈川・山梨の初年兵をもって編成した歩兵第二十二聯隊の八名が、全てニューギニアで戦病死している。昭和十九年九月から二十年十月までの間である。同隊のニューギニア・ソロンにおける凄惨な生活の様子は、同隊の戦友会である二二〇会が編集した『歩兵第二十二聯隊』(昭和五十七年)に記されている。

(3) 年別戦没者数

年別の戦没者数は、表7の通りである。

昭和十二〜十六年は年間数名であったが、十七年〜十八年と増加し、十九年に急増した。表6と一緒に見ると、フィリップピン・ニューギニア・マリアナ諸島という太平洋戦争の激戦地での死者が多いことがわかる。昭和二十年の終戦前は一三一名死没し、その八ヶ月間で年不明を除く全戦没者数の三七％に達している。その内の約半数がフィリップピンでの死没である。戦後の死没者は、その殆どが戦病死で三八名にのぼるが、なお「戦死」が五名いるので、その記録を見よう。

八月十六日の戦死者は、戦没場所が「高知縣香美郡夜須町手結山」と記されている。同地は、海軍特攻艇第一二八震洋隊の基地であり、終戦の報を受けた翌日の十六日に出撃命令を受けて、その準備中ガソリンに引火して二五隻の震洋特攻艇のうち二二隻が爆破し、一二六名の将兵が死没したという事故を起こしている¹⁰⁾。その戦死者と思われる。

八月二十二日の戦死者は、遺族台帳に戦死場所を「湖南省永興県」と記すのみであるが、戦没者履歴簿に「中華民國湖南省永興縣高亭司北方約四軒ノ戦闘ニ於テ戦死」とあり、何らかの「戦闘」があったという

ことである。但し同履歴簿は、この部分に矢印を引いて「不明」と鉛筆書きしている。町役場には報告されていないのであろう。

彼の墓標が町内の寺院墓地にある。個人墓で、正面に軍の等級と勲位「勲八等桐葉章」と俗名が刻まれ、左側面に「中支湖南省方面の戦闘に於て戦死す 昭和二十二年八月二十二日付連隊本部より通報あり」と刻まれている(昭和五十一年八月建碑)。「戦死」二年後の命日に、既に解散しているはずの連隊本部から通報があったというのである。復員した戦友のなせるものであるのか、遺族や戦友の思いが刻まれている墓標といえよう。

九月七日の戦死者は、遺族台帳に戦没場所「湖南省湘潭縣草家河」と記すのみで、戦没者履歴簿も同日「戦死」としか記さない。詳細は不明である。

九月十九日の戦死者は、これも遺族台帳に「河北省玉田縣八里鋪」と

表7 「葉山町戦歿者名簿」による年別戦没者数と死亡原因

年代(昭和)	戦死	戦病死	戦傷死	公務死	非公務死	死亡	死亡(自殺)	記載なし	合計
12年	4		1						5
13年	2	3	1						6
14年	4	2	1						7
15年	4	1	2	1					8
16年	4					1		1	6
17年	8	5							13
18年	19	8		1	1	1	1	1	32
19年	77	28		2			1	3	111
20年	8/15まで	100	25			2		4	131
	8/16以降	4	15			1		1	21
21年	1	14		1					16
22年		1							1
年不明		1		1				10	12
合計	227	103	5	6	1	5	2	20	369

表8 年齢別・妻帯別戦死者数

年齢	軍人	軍属	不明	妻無	妻有・子無	妻有・子有	合計	備考
17	1	2		3			3	
18	1			1			1	
19	5			5			5	
20	11	1		12			12	
21	17	2	1	20			20	
22	27			26	1		27	
23	15	1		16			16	
24	21	4		25			25	
25	22			18	3	1	22	内妻1を含む
26	11	1		10	1	1	12	
27	12			8		4	12	
28	13	1		5	1	8	14	
29	19	2		8	3	10	21	
30	10			5	2	3	10	
31	6	1		1	2	4	7	
32	13			2	3	8	13	内妻1を含む
33	9	2		2	2	7	11	内妻1を含む
34	3	1			1	3	4	
35	6				1	5	6	
36	9				2	7	9	
37	7	1			1	7	8	
38	4	1			1	4	5	
39	2			1		1	2	
40								
41		1				1	1	
42	1					1	1	
43		4		1		3	4	
44								
45	1					1	1	
46	2	1				3	3	
47	1	1				2	2	
48	1					1	1	
49		2			1	1	2	
50	1				1		1	
51	1			1			1	
52								
53		1				1	1	
54		1				1	1	
年齢不詳	80	5		57	8	20	85	
合計	332	36	1	227	34	108	369	

*〔葉山町戦没者名簿〕に記す 372 名のうち生還者 3 名を除いた人数である。

経て四国特攻隊基地に転属となつた。死亡日時から、四国特攻基地は既述した高知県香美郡夜須町手結山の震洋特攻艇基地であつたようで、昭和二十年八月十六日の特攻艇爆破事故で死亡した一二六名の一人であろう。十八歳の一人も横鎮の志願兵であり、戦前の少年兵の実態の一端をうかがうことができる。

死亡年齢別に妻帯の有無をみると、二十七歳までは独身が多く、二十八歳以上は妻帯者あるいは妻子ある場合の方が多くなる。年齢不詳を除くと、二十八歳以上の戦死者が全体の四十五%を占める。妻

記すのみで、戦没者履歴簿も同日「死亡、死亡場所北支」とのみしか記さないで、詳細は不明である。

昭和二十一年一月九日の戦死者は、台帳の戦没場所に「満洲奉天市」と記すのみであるが、死亡区分として「戦死」と認定している。戦死者履歴簿には、「昭一七 満洲関東軍司令部應召」「昭二十一、一、九 奉天にて死亡との公報有り、直戦死して兵長に進級」とある。終戦後五ヶ月経っているが、公報で戦死と認定し進級の措置を取らなかつた状況が満洲であつたということである。「戦死」は終戦で終わらなかつた状況を見ることができよう。

(4) 死亡年齢と妻子

〔葉山町戦没者名簿〕により、死亡日と生年月日から死亡満年齢を算出したものが、次表8である。

これによると、死亡年齢は十七歳から五十四歳にまでわたっている。但し、四十一歳以上は将校か軍属である。十七歳は三人で、内二人は軍属である。残る一人は、戦没者履歴簿に「昭和一七年二月一日 土浦海軍航空隊二入隊(志願)、三重海軍航空隊二転属シ、四国特攻隊基地転属」「昭和二十年八月十六日四国高知縣ニテ戦死ス」と記載されている。十五歳になつて二ヶ月余で土浦海軍航空隊に志願し、三重海軍航空隊を

子ある者は一四二名と全戦死者の約四十%であり、残された妻子が、戦後の経済混乱のなかで恩給等の停止もあり、苦難の道を歩むことになる。妻または妻子が遺族台帳から抹消されている事例があり、転居によると思われるものを除くと十二例である。一例は戦死者の兄弟との結婚と思われるので、これを除いた十一例の内訳は次の通りである。

①「結婚」「嫁す」と記載されている

イ. 子どもを連れての結婚

ロ. 長男・長女または長男・長女・二女を残して嫁す

②子がなく、妻のみ抹消されている

③子があり、妻のみ抹消されている

④子があり妻と一子(三男・長女)のみ抹消されている

これらは婚家から離籍したものとみられる。恩給法による扶助料受給順位の第一は妻であり、妻が離縁か離籍すれば、受給者は未成年の子となり、次いで父母の順位である。ここに挙げた十一例の内、子を残して嫁しまたは離籍した六例(①イ、③、④)の場合、受給者は残した子になり、子がなく離籍した二例(②)の場合は夫の父母となる。何れの場合も、妻は扶助料の受給資格を失うことになる。

(5) 死亡原因

① 死亡区分

死亡原因について、「葉山町戦歿者名簿」には「戦歿年月日」の欄に死亡区分を記載する箇所があり、それは既述の書式により異なっている。〈書式1〉〈書式2〉は「戦死・戦病死・戦傷死・死亡」の四種類から選択する形式、〈書式3〉は「戦死・戦傷病死」の二種類から選択する形式である。〈書式4〉は「戦死・戦」の二種類で、戦死以外は書き込む形式、〈書式5〉〈書式6〉は「戦死・戦病死」の二種類から選択する形式となっている。これらにあてはまらない場合には、抹消して右

や欄外上部に「公務殉職」「死亡」などと書き込まれている。

この死亡区分について、陸軍の規定では戦死・戦傷死・戦病死の定義を次のように記しており、行政文書である遺族台帳はこれを踏まえて記載されているはずである。¹¹⁾

二、戦死トハ戦場死亡及隊綑帯所又ハ綑帯所ヲ經タルト否トニ拘ラ

ス野戦病院又ハ之ニ準スル機關(例ヘハ野戦病院ノ如キ勤務ヲ爲

ス衛生班)ニ收容セラルル迄ニ戦傷ニ因リ死亡シタルモノヲ謂フ

三、戦傷死トハ野戦病院又ハ之ニ準スル機關(之ヲ含ム)ヨリ後方

(内地ヲ含ム)ニ於テ直接戦傷ニ起因シ死亡シタルモノヲ謂フ

四、戦病トハ戦地又ハ事變地ニ於テ公務ニ因リ受傷若ハ罹患セル傷

疾疾病(戦傷ヲ除ク)ヲ謂フ

五、戦病死トハ前號戦病ニ起因シ死亡シタルモノヲ謂フ

また、「戦死」と「戦死(死亡) 確認」についても、陸軍省はその區別を厳重に行うよう、次のような通牒を発している。¹²⁾

一、戦 死 戦闘期間又ハ戦闘直後死體收容ニ依リ戦死

ヲ現認シタルモノ(生死不明ノ期間ヲ有セ

サルモノニ限ル)

二、戦死(死亡) 確認 1 生死不明後死體發見シ其ノ人名ヲ概ネ

判別シ得且認識票、被服及當時ノ状況

等ニ依リ戦死(死亡) ヲ確認シ得ルモ

ノ等

2 其ノ他戦死(死亡) 確認ニ關スル規定

ノ条項ニ吻合スルモノ

② 年代別死亡原因

「葉山町戦歿者名簿」により、死亡原因を年別にまとめたのが、既に掲げた表7である。これによると、「戦死」が最も多く、戦傷死を加え

ると二三二名で、全体の六四%を占める。但し、ニューギニア一名・ビルマ一名・フィリピン十一名の「生死不明」は、戦後の公報により「戦死」に書き換えた数字である。「戦病死」も二十八%を占めている。表6と合わせてみると、戦病死はビルマで十三名中七名(五十四%)、ニューギニアは三十五名中十六名(四十六%)、満州地域は十二名中八名(六十七%)、中国では七十六名中三十一名(四十四%)であり、これらの地では戦病死が五割前後に達している。遺族台帳には、死亡理由を具体的に記す欄はないが、「戦病死 栄養失調」「戦病死 マラリア」などの書き込みがわずかに見られ、戦闘のみでない兵士の死闘の生活を垣間見ることができる。

(6)さまざまな兵士の死

①「戦死」の記録

「葉山町戦歿者名簿」は、死亡区分を選択するのみであるが、僅かに「戦死」について具体的に記録した事例がある。昭和十五年の中華民国安徽省での戦死者(兵長)は、「左胸部貫通銃創」、昭和二十年二月のルソン島での戦死者(兵長)は、「全身砲弾創による」と括弧書きで戦死理由を記している。昭和十九年八月の戦死者(上等兵)については「死亡確認書」が添付されており、左に掲げる(「海軍」縦罫紙使用)。

死亡確認書

第二方面軍司令部

- 一、生死不明トナリタル日時場所
昭和十九年八月二十九日〇六、一五
北緯二度一五分 東経一二二度二九分(メナド西方約三百軒洋上)
- 二、生死不明トナリタル前後ノ状況
「マニラ」ニ於テ陸軍輸送船「めきしこ丸」ニ乗船シ陸軍中佐ト部豊指揮ノ下ニ八月十五日

〇六〇〇同港出港「セレベス」島「メナド」ニ向フ途中、「セレベス」海ニ於テ敵潜水艦ノ魚雷攻撃ヲ受ケ「めきしこ丸」沈没シ生死不明ト爲リタルモノニシテ其ノ状況左ノ如シ

1、八月二十七日〇六〇〇護衛艇二隻(二八號掃海艇、四六号駆潜艇)ノ護衛ヲ以テ「ホロ」出港

2、八月二十九日〇二四八「メナド」西方約三百軒洋上ニ於テ左舷後六〇度二三発ノ魚雷襲進シ來ルヲ発見シ船長ハ直ニ方向変換回避セントシラルモ、其ノ一発ハ一番船艙ニ命中シ同船艙ニ積載シアリタル揮発油ニ引火爆發シ火焰ハ忽チ船首一面ニ擴大更ニ海中ニ引火一面火ノ海ト化セリ。總員消火ニ努メタルモ、火勢ハ益々擴大漸次船橋ニ移ラントス。間モ無ク火焰ハ船全体ヲ覆ヒ、被害後約三時間ニテ沈没ス

3、「めきしこ丸」被害後十分間同船左方ニ在リシ二八號掃海艇モ被雷セルモノノ如ク一大爆發音起リ、発火續イテ再度二発ノ魚雷命中セルガ如キ爆發音ヲ聞ク。該船ハ沈没シタルモノノ如ク其ノ後船影ヲ認メズ(以上當時ノ輸送指揮官ト部中佐ノ言ニ據ル)

海軍第二十三特別根據地隊司令官ノ通牒ニ依リ二八號海艇ハ前記ノ如クニシテ沈没シタルコト判明ス

- 1、四六號駆潜艇ハ單船トナリ敵掃蕩ノ傍ラ「トリトリ」水上機隊及「セレベス」海上ニ在リシ三一號駆船艇及一〇五號哨戒艇ニ救難作業ノ協同ヲ求メタ後遭難人員救助ニ任ズ
- 2、三二號駆船艇及一〇五號哨戒艇ハ四六號駆潜艇ヨリノ通報ニ依リ直チニ現場ニ急行救助作業ニ協力翌三十日夕刻迄ニ浮上シアル者若干名救助セリ
- 3、「トリトリ」水上機隊ニ在リテハ二十九日前後二回ニ亘リ遭難海域ヲ偵察救助作業ニ協力ス(以上海軍第二十三特別根據地

司令官ヨリノ通牒ニ據ル)

四(三)の誤記か―筆者)、死亡確認ノ理由

遭難時ノ状況前記ノ如クニシテ雷撃ヲ受ケシヨリ沈没迄三時間余ニシテ尚當時ハ天候青天ニシテ風浪ナク退ニ充分余裕アリタルモ、附近海上一面火焰ニ覆ハレタル爲退船命令ニ依リ海中ニ飛込ミタル者ハ大部分ノ火傷ニ依リ身體ノ自由ヲ失ヒ、海没セシカ又ハ雷撃ヲ受ケタル際受傷戦死セルモノニシテ状況位置等ヨリ考察シ、附近ニ漂着スベキ島ナク被雷後三艇約四〇時間ニ亘リ附近海上ヲ搜索シタルヲ以テ敵潜ニ拉致セラレタル者ナリ 尚爾後八月ニ亘リ各方面ニ連絡シタルモノ等手懸ナシ
生死不明トナリタル日時、場所ニ於テ戦死シタルモノト確認ス
昭和二十年四月二十日

第二方面軍參謀長 佐久間 亮 三

第二方面軍參謀長による戦死(死亡)確認書である。生死不明者を死亡と判断するにあたり、魚雷攻撃や搜索の状況、それらをもとにした死亡確認の理由などが記されており、後掲の生死不明者の処理の事例としても注目される。戦後の事例としては、昭和十九年七月の戦死者について、左の文書が遺族台帳に添付されている(△は氏名を伏せた箇所)。

故海軍々屬△△△殿は同君以下七十一名と共に昭和十九年五月十二日第三十海軍建設部(在パラオ)に転用被命 便船天應丸(パラオ直行予定)横須賀発ノ処天応丸豫定変更により五月二十二日サイパン上陸の旨判明せるにより同日以後「サイパン」「パラオ」間を航行せる船舶に便乗の有無を調査せるに總て事故により沈没し調査不能且第三十海軍建設部に電報照會せるも回答無之処今般サイパン島よりの一復帰者に依り同君一行はサイパン島に於て壯烈なる戦

死を遂げられし事確認せられ候 茲に御通知申上ると共に謹みて深甚の弔慰を表し候

昭和二十一年二月中旬 横須賀地方復員局より

海軍軍属として天応丸(もとオランダの病院船を拿捕した船)に乗船してサイパンに上陸したが、その後は消息不明で、サイパン・パラオ間の航行船は全て沈没し、電報の回答もないという。サイパン島は昭和十九年六月十三日に米軍が上陸を開始し、同年七月七日に玉砕している。軍属は激戦の三週間ほど前にサイパンへ渡ったことになる。この戦死確認は、復帰者からの軍属一行戦死という情報のみ頼り、しかも戦死から一年半以上経過している。軍は、遺骨の還送どころか戦死の確認と遺族への報告もできない状況にあつたことを知ることができる。

②「戦病死」の記録

戦病死については、昭和二十年八月のビルマでの戦病死に「病名マラリヤ」、二十一年二月の場合に「ソ連アルタイ地方ロストフカ市で栄養失調症に依り」と記している。二十年一月の軍属の場合は、台帳左側の「記事」欄に左のような死亡原因を記載しており、稀少な事例である(△は日付を伏せた箇所)。

昭和一七年一二月一五日第四海軍施部採用(マダ)

マァーシャル方面ウエーキ島派遣員として入島以来暑熱と闘ひ軍事施設工事に従事中昭和十九年十二月初旬栄養失調症に罹り、病室に於て加療中昭和二十年一月△日戦病死を遂げられました。

ウエーキ(ウエーク)島はアメリカ合衆国の領土で、開戦とともに日本が攻撃して占領した中部太平洋の島である。日本占領のほは一年後の

採用であり、その後も米軍の攻撃が行われた中で軍事施設工事に従事したことになり、その生活は、栄養失調症を患う程過酷なものであったということであろう。なお、右の記事に続いて「昭和廿六年六月拾参日成井書記用公報付達済」とある。公報は死後六年以上経過して届いたことになり、その記事を役場吏員成井氏が書き留めたものと思われる。

③公務死・殉職の記録

公務死あるいは殉職者は、下記A～Fの六名である。遺族台帳の死亡区分欄に公務死や殉職はないので、記載の仕方はそれぞれ異なる。

A、昭和十五年 戦死区分欄の戦死・戦病死・戦傷死を抹消し、「死亡」を選択している。戦没場所欄に「館山航空隊ニ於テ飛行訓練中殉職」、欄外上部に「殉職」の書き込みがある。海軍尉官。

B、昭和十八年 戦死区分を抹消してその右に「公務殉職」、戦没場所欄に「本邦西方海面」と記す。「戦没者履歴簿」に、昭和十七年「軍艦奥陸（陸奥の誤筆）に乗艦」、昭和十八年「本邦西方海面に於て殉職」とあるので、乗艦中の死没と思われる。兵。

C、昭和十九年 戦死区分を抹消せず、右に「公務傷死 殉職」、欄外上部に「殉職」と記す。戦没場所欄に何も記載がないので、何の公務傷死か不明である。軍医将官。

D、(年不詳) 戦没年月日・戦没場所ともに記載がなく不明であるが、昭和十九年三月に公葬を行っている。欄外上部に「内地公務死」とある。軍属。

E、昭和十九年 「戦死・戦病死」の区分を抹消してその右に「(公務殉職)」、戦没場所欄に「舞鶴海兵団」、右欄外に「(自動車事故ニテ殉職)」と記す。尉官。

F、昭和二十一年 戦死区分欄を抹消せずその右に「公務死」と記す。「戦没場所」欄に「北ボルネオ」ゼツセルトン陸軍病院」とある。軍属。

これには死亡証明が添付されているので、左に掲げる(△は氏名・年月日を伏せた箇所。以下同じ)。

横人軍属第八號ノ一ノ二二九

昭和二十一年十一月二十八日 横須賀地方復員局人事部長後

藤光太郎

葉山町長殿

左記に依り死亡證明候

一、本籍 神奈川県葉山町△△△△

発病時の住所 「ボルネオ」島 北「ボルネオ」

死亡地又は病院診療所名 北「ボルネオ」ゼツセルトン陸軍

病院

死亡時の住所 右二全ジ

二、氏名及出生年月日官職階 第四天海丸操機手傭人△△△△

明治三十五年△月△△日生

三、死亡年月日時 昭和二十一年△月△日午后七時二十分

死亡地滞在期間 一年一ヶ月

死亡時住所居住期間 四ヶ月

四、死亡の事由 熱帯性マラリヤ(公務死)

五、診断書又は検案書のない理由 終戦後英軍の俘虜下にあった
爲

これらの事例から、公務死の実態がある程度わかるのは、AとEの公務による事故死、Fのマラリアである。マラリアは、恩給法第四十八条に記す「流行病」である。航空機による事故死は、恩給法第四十九条に記す「戦闘ニ準スヘキ公務」によるものとして、恩給法施行令第二十三条にも明記されている。ともに恩給の対象になっている。なおFの事例

は、公葬を実施できる時期ではなくなっているが、Aは君津郡で、Bは葉山国民学校でそれぞれ公葬を行った記載がある。

④「死亡」の記載

死亡区分欄の「死亡」を選択し、または死亡と記載してある事例は、次のA～Hまでの八名である。内容から病死・非公務死・自殺の三種類に分けられる。

【病死】

A、昭和十六年：「死亡」の区分を選択し、戦没場所欄に「東京市牛込区第一陸軍病院ニ於テ二等症依死亡」とあり、欄外上部にも「二等症死亡」の書き込みがある。兵。

B、昭和十八年：戦死区分欄には何も選択されていないが、戦没場所欄に「本籍ニ於テ死亡」、欄外上部に「死亡」の書き込みがある。兵。

C、昭和二十年：「死亡」が選択され、欄外上部に「死亡」の書き込みがある。戦没場所欄に「相武台陸軍病院」と記載されている。官等級記載なし。

D、昭和二十年：戦死区分の「戦死・戦傷病死」を抹消し、その右に「死亡」と記入している。兵。

Aについて、一等症とは軍人が公務あるいは公務に準ずることに起因して受けた傷やかかった疾病をいい、二等症は公務に起因しない傷や疾病のことである。彼の場合、二等症で「死亡」という扱いになっている。戦没者履歴簿によると、昭和十四年に現役で第一陸軍病院に入営した衛生兵で、上等兵まで進級している。公葬は行われているが、通常の葉山小学校でなく「部落民葬」で、供花料は銃後奉公会からのみである。同

年の公葬は葉山小学校で三回行われ、その全てに北白川宮・東伏見宮・軍人援護会・同神奈川県支部・日本赤十字社・聯合分会・三井別荘・婦人会からの供花料等があり、陸軍大臣代理慰問が行われているので、特別な扱いであったようである。但し、特別賜金や皇后陛下御下賜品伝達があったことは台帳に記載されている。戦傷病者戦没者遺族援護法にかかわる戦没者整理名簿に彼の名は載せられているが、「該当なし」の書き込みがあり、遺族年金や弔慰金の請求もされていない。公務に依らない死亡ゆえであろう。⁽¹³⁾

Bは、戦没者履歴簿によると、昭和十四年に入営して上等兵まで進級したが、昭和十六年に「兵役法第二十一条に依り兵役免除」とある。同法第二十一条の「疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘザル者ニ対シテハ兵役ヲ免除ス」の規定により、兵役を免除されて自宅で療養し、死亡したということであろう。このような事例はどのように扱われたのであろうか。上等兵のままであることから軍は進級を認めず、遺族台帳には「戦病死」として処理されなかった。しかし公葬が国民学校で執行され、県知事・宮家・援護団体からの供花料も通常通りで、翌年に扶助料が裁定されている。戦没者整理名簿で遺族年金請求の欄の記載は削除されているが弔慰金を請求しており、戦争殉難者名簿によると父が扶助料請求者となり恩給が請求され、その際の軍歴申立資料と推定される戦没者履歴簿に遺族は戦病死として申し立てている。遺族の聞き取りによると、「何も親孝行できなかったが、死ねば恩給がもらえるから」と母親に言い残して亡くなったといい、実際に恩給の受給はあったという。靖国神社合祀は昭和四十二年といい、すぐには合祀されなかったようである。軍の規定では戦病死とされず進級や靖国神社合祀もなかったが、扶助料が裁定されていることから、恩給法の規定では公務に基因する傷痕疾病による死亡と認定したということである。

Cは、戦没者履歴簿によると、現役で東部六十四部隊（佐倉）に入営

と記載されている。戦後のことで、責任自殺と思われる。

⑤「生死不明」の記載

生死不明については、「葉山町戦歿者名簿」に「遺族台帳」とは別の「生死不明者臺帳」がある。B4判横ガリ版刷りで、遺族台帳の最も簡略な形式である（書式6）と近似している。右上の表題に「生死不明者臺帳」とあり、その下に次の記載欄がある。左半分は余白で「記事」とのみ記載されている。

- 生死不明者官等氏名、生年月日
- 生死不明ノ場所
- 生死不明年月日
- 公報年月日

本籍地、現住所
原隊又ハ所屬部隊

不明者トノ續柄、氏名、生年月日、職業、備考（遺族欄、八名分の余白がある―筆者）

全て陸軍の兵で十五名分の台帳があり、一覧すると次の通りである。（表9）

「生死不明ノ場所」は、フィリピンが十三名、ニューギニアとビルマが各一名である。「生死不明年月日」は、ニューギニアが昭和十九年四月で一番早く、ビルマは二十年三月、フィリピンは十九年十一月〜二十年七月である。これらの台帳は全て斜線で抹消され、「昭和二十二年〇月〇日付公報ニ依リ戦死確認」「遺族台帳移記」などと記されている。公報により戦死確認し、遺族台帳に移記したということである。公報の日付は、下の表のように昭和二十一年十二月から二十二年十二月まで及んでいる。戦死確認により、生死不明と戦死の年月日が同じというのは十五名中に七例あり、不明日を戦死の日としたものである。

表9 生死不明者一覽

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	等級	年月	生死不明場所	公報の日付
兵長	伍長	上等兵	上等兵	二等兵	二等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	二等兵	19	ニューギニア島「アイタベ」ボルフンヂヤ間	昭和二十一年十二月付
															二等兵	20	比島タヤパス島	昭和二十二年十二月十日付
															二等兵	19	比島レイテ島西海岸アピバオ	昭和二十二年五月二十七日付
															上等兵	12	比島レイテ島西海岸アピバオ	昭和二十二年五月二十七日付
															上等兵	4	比島ネグロ島シライ山中	昭和二十二年七月十五日付
															二等兵	12	比島レイテ島西海岸アピバオ	昭和二十二年五月二十七日付
															二等兵	6	北部ルソン山岳州アナオ	昭和二十二年六月二十日付
															二等兵	1	レイテ島リモン	昭和二十二年八月十日付
															上等兵	4	ミンダナオ島マライヤル	昭和二十二年五月九日付
															上等兵	1	比島方面レイテ島リモン	昭和二十二年八月十日付
															二等兵	1	レイテ島リモン	昭和二十二年八月十日付
															二等兵	1	レイテ島リモン	昭和二十二年八月十日付
															二等兵	11	呂宋島ボンボン附近	昭和二十二年六月九日付
															上等兵	5	ビルマ國メイクテラ	昭和二十二年七月二十五日付
															上等兵	3	ビルマ國メイクテラ	昭和二十二年七月二十五日付
															兵長	7	ミンダナオ島フロエ附近	昭和二十二年八月十日付
															兵長	1	レイテ島リモン	昭和二十二年九月四日付

生死不明については、さまざまな軍の規定がある。ここでは詳述しないが、所属長が死亡と認定する場合には、「恩典拜受後萬一歸投又ハ生存セルコト判明セバ恐懼ノ事態ヲ惹起スベキニ依リ之ガ決定ハ最モ慎重ヲ要ス」とあり、恩典授与後の生還を「恐懼ノ事態」として、死亡認定を慎重に行うよう昭和十四年十一月の陸軍省副官通牒で述べている。⁽¹⁴⁾このことが、生死不明の状態を長引かせ、遺族の苦しみを増幅させたように、昭和二十年三月の陸軍次官通牒では「生死不明者ノ處理ニ付テハ一面最モ慎重確實ヲ期スルト共ニ他面遺族及國民一般ニ及ホス影響ヲ考慮シ迅速ニ處理スルノ要アルヲ以テ」他業務に忙殺されてこれを放置することなどのないようにと通牒している。⁽¹⁵⁾しかし上記にみるように、戦死確認は既に軍が解体している昭和二十一年十二月以降であり、通牒に記すような迅速な処理が行われなかったことを示している。

⑥生還者の記載

「葉山町戦歿者名簿」に、斜線が引かれて「生還者」と記載された人

延があり祭料拝受もまた遅延して遺憾であるので、今後「祭料下賜二関スル報告要領」に基づき、「部隊慰霊祭ノ際霊前二供ヘラル如ク其ノ都度機ヲ失セズ報告セラレ度」と通牒している。⁽¹⁷⁾三長官供物とは、陸軍大臣・参謀総長・教育総監からの供物で、供物料や対象には変更があった。昭和十二年十二月二十八日付陸支普第二〇二九号で、従来将校、准士官・下士官、兵・軍属に分けられていた供物料を一律各一三三円として、将校には別に三次官からの供物が各一〇円ということになった。その後、昭和十七年四月十八日付陸支普第四六四号で、一律十円となり、翌十八年一月十五日付陸支普第七五号でさらに改正されている。⁽¹⁸⁾軍関係では他に「葉山町戦歿者名簿」の項目にはないが、陸軍であれば師団長・旅団長・聯隊長からの花輪料もあつたはずである。

皇族からの香華料（御香料）⁽¹⁹⁾は、葉山町に別邸等を構えていた宮家からのものである。御用邸・宮家別邸・名士の別荘が多い葉山町の特徴といえる。宮家からの香華料等は、秩父宮・北白川宮・高松宮・東伏見宮・三笠宮の五家である。宮家及び三井別荘についての概略は次の通りである。⁽²⁰⁾

秩父宮別邸 葉山町一色二二三番地。昭和四年一二月、同年新築の田口儀三郎邸を買上。

北白川宮別邸 葉山町一色二四三五番地。明治二六年五月建設

高松宮別邸 葉山町一色二二〇八番地。大正二年一月に有栖川宮別邸（明治二三年建設）

を継承。

東伏見宮別邸 葉山町堀内一九六八番地。大正三年二月建設

三井別荘 葉山町一色一七五〇番地。昭和六年建設

三笠宮は、葉山に別邸を構えた記録は見当たらない。大正八年に建設された御用邸付別邸が「澄宮様邸」と言われていたことから、⁽²¹⁾三笠宮崇仁親王（澄宮）は幼少時に付属邸にお住まいであったと思われる。昭和

十六年に結婚され、同二十一年一月五日に崇仁妃は葉山町一色一七五〇番地の御仮寓所で第一男子寛仁親王を出産されている。⁽²²⁾同住所は上記のように三井別荘の地であり、そこを仮寓所としていたようである。三笠宮の香華料は昭和二十一年のみであることから、出産後葉山にとどまった三笠宮家から香華料が下賜されたものと思われる。

各種団体として、恩賜財団軍人援護会・恩賜財団軍人援護会神奈川県支部・日本赤十字社・帝国在郷軍人会（甲府支部三浦郡聯合分会・同聯合分会葉山町分会）・銃後奉公会・婦人会などから香華料等があつた。神奈川県知事からは、県の規定によると、当時は「花環料」一柱十五円、「慰問金」一遺族十円であつた。⁽²³⁾

大臣慰問について、根岸家文書を例示すると、次のように記されている（役場封筒・役場野紙使用）。

葉取第五三六四號

昭和拾參年九月廿七日 葉山町長 印

根岸シユン 殿

戦没者遺族慰問ノ件

左記ノ通陸軍大臣代理官御宅御慰問ノ旨通牒有

之候ニ付御承知相成度及移牒候

左記

慰問日時 九月二十八日午前八時三十分頃役場到着

慰問者 陸軍歩兵中佐村上廉平

葉山町役場から町長名の文書で、慰問の日時と訪問者が遺族宛に知らされる。遺族台帳によると、慰問金は三十円であつた。

②公葬の場所

先掲の表10によると、公葬の場所は、昭和十三年から十九年までは、「下山口部落民葬」の一例を除いて「葉山国民学校」であつた。国民学校の

名称は、国民学校令による昭和十六年以降であり、それ以前の名称は葉山尋常高等小学校である。葉山町には、明治六年に遡る山口学校と堀内学校、明治十四年に山口学校分教場を独立させた一色学校の三校あった。その後の変遷を経て、大正一五年に教育の向上を期して小学校を二校に統合し、葉山尋常高等小学校を設立するとともに、山口学校（第一葉山尋常高等小学校分教場）は上山口分教場となった。公葬は、その葉山町唯一の小学校である葉山尋常高等小学校（のち葉山国民学校）の講堂で主におこなわれた。その講堂は、「味の素」の創業者鈴木三郎助（二代目）が、葉山町への社会貢献の一環として、昭和二年に建設費三万円を寄付してできた施設である。当時の地方にあつては、小学校は一般に公会堂的役割を果たしたものであるが、特に葉山小学校の講堂は、鈴木三郎助が町に寄贈して建設された施設であることから、戦死者以外の町葬も含めて利用されたようである。

ところが、昭和二十年になると、公葬の場所が葉山国民学校から上山口分教場や寺院・自宅などで行われるようになった。葉山国民学校の本校を使用しなかつた理由は明確ではないが、戦時下で講堂を使用できない事情が生じたのであろうか。戦後は基本的に寺院で行われている。特に昭和二十年十二月十五日の神道指令は、戦死者の公葬を禁じてはいないが、学校という公的な機関で宗教行事を行うことはこれによりできない状態になったと思われる。

③公葬はいつまで行われたか

戦没者の公葬禁止については、戦後一年以上経過して、昭和二十一年十一月一日付内務・文部次官通牒「公葬等について」（発宗第51号地方長官へ）が発せられ、「政教分離の見地から」として、第三項に「戦没者に対する葬儀その他の儀式及び行事を、（中略）地方官衙又は地方公共団体が、これを主宰若しくは援助し、又はその名において敬弔の意を

表明するやうなことは、避くべきである」と記されている。⁽²⁾これにより、遺骨の出迎えや公葬、およびその際の民衆動員等が全て禁止されることになった。戦後の公葬はいつ頃まで行われたのであろうか。「葉山町戦没者名簿」によると、戦後の町葬は先掲の表のように十五件（他に二十年としか記さない事例が二件）行われた。昭和二十年十一月三十日の光徳寺における公葬を事例としてみると、天皇皇后からの祭料料伝達について「昭和二十一、二、二十五、一〇（円）」の記載があり、軍人援護会・同神奈川県支部・葉山町・銃後奉公会・神奈川県知事から弔慰金等があつたことを記している。葉山町や県知事など公的な機関からの弔慰金は、上記戦後の事例の全てに出されており、まさに「町葬」であつたといふべきであろう。「公葬等について」の通牒が出されて以降は、昭和二十一年十二月に「自宅葬」が二件あるが、公的機関からの弔慰金の記載がない。通牒以降は町葬を行わなくなったということであろう。葉山町では、昭和二十一年五月二十六日（福巖寺）までは、場所を寺院などに変えているが、公葬が行われていたことがわかる。

なお、国立歴史民俗博物館で調査した「戦争体験の記録と語りに関する資料調査2」によると、岐阜県土岐市の夫が戦死した妻の聞き取り調査の結果として、遺骨引き取りの翌月である昭和二十一年十二月二十二日に「町葬」が行われ、「町長のあいさつがあつた」と報告されている。日付が正しければ、通牒後の公葬として注目すべきことである。

②戦没者を表象した記念碑等

葉山町は、既述のように明治二十二（一八八九）年の町村制実施で、木古庭・上山口・下山口・一色・堀内・長柄の六村が合併して葉山村となり、大正十四（一九二五）年に町制を施行して現在に至っている。旧六村は、現在でも大字として町内の六つの地区を形成している。このう

ち、戦没者を表象する記念碑等は、堀内に招魂碑、長柄に忠魂碑、上山口に日露戦役記念碑があり、寺社の境内には、光徳寺に日露戦病歿英霊碑、新善光寺に報魂碑、森戸神社に総霊社があり、戦後葉山町が建設した葉山町慰霊塔も、堀内の役場前にある。以下、これらをその形態から記念碑等・総霊社・慰霊塔に分け、概要を記すとともに、地域で戦没者をどのように受け止め、戦没者がどのように表象されているのかを探る。

1、忠魂碑・招魂碑・慰霊碑等の記念碑

(1)仙元山頂の招魂碑―葉山町堀内六九四番地

標高一一六メートルの仙元山の山頂部にある。頂部には、「不二仙元大菩薩」と刻まれた文政九(一八二六)年の石碑が建ち、相模湾から江の島・富士山を望む眺望のよいところである。招魂碑は、その石碑の西側、頂部西端に建っている。自然石板碑形で、碑身の高さ二二八センチ、幅一〇〇センチ、奥行一七センチ。台座を含めた総高は三〇八センチである。正面に「招魂碑」とあり、裏に次の銘を刻む。

- 西南之役 明治十年五月十五日熊本縣肥後國玉名郡横平山ニ於テ戦死ス 守屋半治郎
同 同年同月廿日同縣同國山本郡向坂ニ於テ戦死ス 小峯留治郎
明治卅七八年役明治卅七年八月十六日出征中発病還送途次於朝鮮海
上死亡一等卒岸名春吉
同 同年九月八日清國奉天省賽馬集於兵站病院死亡輪卒
小峰伊之吉
同 同年卅八年三月八日清國盛京省於小集屯戦死一等卒
鈴木浅治良

- 同 同年三月九日清國盛京省於田義屯戦死上等兵 角田吉松
同 同年十一月二日出征中発病於廣島豫備病院死亡輪卒 福谷春吉
同 同年卅九年二月八日出征中発病於自宅死亡 同 齋藤徳治良
同 同年卅九年三月十二日出征中発病於自宅死亡 同 鈴木貞治良
同四十二年七月十日 韓国咸鏡道慶源郡新 於テ戦死ス 陸軍歩兵一等高梨佐助

() 部分は摩滅して判読困難

台座の裏手左に石製銘板があり、「明治三十六年」「堀内在郷軍事會發起人」として十六名の氏名を刻んでいる。右にも石製銘板があり、「賛成員」として三十五名の氏名を刻んでいる。このことから、招魂碑は明治三十六年に発起したことがわかる。竣工年は不明であるが、西南戦役の死者二名に対して、日露戦争の死者七名は列を揃えて刻んでいることから、発起の年に建てられて西南戦役の二名を刻み、日露戦争の七名は戦後に刻まれたものと思われる。

碑に刻まれた戦没者の内訳は、西南戦争二名、日露戦争七名、韓国での戦死一名である。これらのうち、「葉山町戦歿者名簿」所載「戊申・日清・日露戦死者名簿」に載せられているのは、小峰留次郎・岸名春吉・小峯伊之助・鈴木浅治郎・福谷春吉・齋藤徳次郎・高梨佐助の七名(氏名の表記は「名



仙元山招魂碑

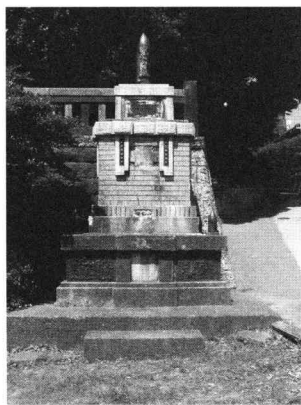
簿」による)で、全て住所は堀内である。また、後述する堀内の光徳寺境内「日露戦死病歿之英霊」碑に、角田吉松・福谷春吉・鈴木次郎・岸名春吉・小峯伊之吉・鈴木貞次郎の六名(氏名の表記は碑の銘による)が記されており、全て招魂碑に刻まれた人名と重なる。「名簿」に記載がない角田吉松も、光徳寺過去帳によると堀内の人であった。

これらのことから、守屋半治郎・鈴木貞次郎については住所を確認できなかったが、招魂碑の発起人は「堀内在郷軍事會」ともあるので、この招魂碑は堀内地区の戦没者を表象した碑表であることがわかる。現在、祭祀・供養は行われていない。

(2) 御霊神社の忠魂碑―葉山町長柄六六二番地

旧長柄村の鎮守御霊神社の境内地あり、社殿手前右手(東側)の道路際に建つ。砲身形の碑は高さ七〇センチ、基礎と三段の台座の上に乗り、総高は四一四センチである。碑に「忠烈 伯爵東郷平八郎書」とあり、台座右側の銅板に「日露戦役第二十五周年ヲ記念之ヲ建ツ時二皇紀二千五百九十年 即昭和五年也 發起 帝國在郷軍人會甲府支部葉山町分會第六班 後援 長柄區 設計 綾部五一 施工 鈴木若之助 昭和六年十一月竣工 綾部 糸信書 根岸次郎吉刻」と記されている。銘文から、昭和六年十一月に、帝國在郷軍人會葉山町分會第六班が發起し、長柄区が後援して竣工したことがわかる。碑には死者の氏名が刻まれていないが、日露戦争二十五周年を記念して建立しているの、長柄地区の日露戦争戦没者の「忠烈」を顕彰したものと思われる。台座の正面中央に剥がし

た跡があるので、ここに銅板の銘が刻まれていたのかもしれない。現在、碑前での祭祀は行われていない。



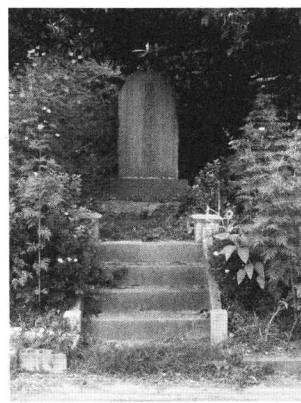
御霊神社忠魂碑

(3) 上山口の日露戦役記念碑―葉山町上山口四三二ノ三

上山口の旧道際の私有地にある。道路から北に四段の石階段を敷設し、その上の僅かな平坦部分に建つ。幅一五〇センチ、奥行一〇〇センチ、高さ二七センチの楕円形自然石の基礎の上に、幅一一・五センチ、奥行三六・五センチ、高さ三三センチのコンクリート製方形台座があり、その上に幅八六センチ、奥行八センチ、高さ一六一センチの自然石板碑形の碑を乗せる。碑の正面に「日露戦役記念碑」と刻む。裏には「出征軍人」として左記の十五名の氏名を刻み、「明治三十九年 月建設」「発起者 葉山消防組第五部員 葉山村上山口有志」とある。

岩澤 市松・岩沢 長吉・石川 定吉・福原 重助・戸塚 友吉
沼田 福松・岩澤 勘造・岩澤 榮吉・池田小太郎・岩澤 三造
石川慶治郎・岩澤 駒八・守屋 一・齊藤 倉吉・鹿島 甚藏
銘文から、明治三十九年、葉山消防組第五部員と葉山村上山口の有志が發起して建立したことがわかる。碑に刻む十五名の「出征軍人」の内、「葉山町戦歿者名簿」所載「戊申・日清・日露戦死者名簿」に戸塚友吉・岩沢勘蔵の名が記されており、日露戦争の戦死者である(氏名の表記は「名簿」による)。沼田福松・

福原重助の名は新善光寺の報魂碑に刻まれており、おそらく日露戦争死者と思われる。これらのことから、当碑は日露戦争の戦死病歿者と帰還兵士を並記していることがわかる。現在、祭



日露戦役記念碑

祀・供養は行われていない。

(4) 光徳寺門前の日露戦死病歿英霊碑―葉山町堀内二三九番地

浄土宗光徳寺の境内地にあり、逗子道から光徳寺に入る石段の左手に建つ。幅一・五センチ・奥行八〇センチ・高さ八二センチの凝灰岩による四段積み基礎と、幅八〇センチ・高さ四六センチの台座の上に、幅七三センチ・高さ八一センチの自然石の石碑が建つ。総高二〇九センチ。碑には、正面に左記の銘があり、裏に「當山十四世 敬譽澄心代」と刻まれている。

日露戦死病歿之英霊

南無阿彌陀佛 規與(花押)

角田 吉松 福谷 春吉

鈴木浅次郎 岸名 春吉

小峯伊之吉 鈴木貞次郎

碑に建立年の記載がない。碑に隣接して道標が建ち、「逗子道 壹里」「従是光徳寺行」「明治四十三年七月 敬與代」と刻まれている。碑と道標はともに十四世敬與の建立であることから、道標と同じ頃に碑も建てられたのではなからうか。碑に刻まれた六名は、仙元山の招魂碑にも刻まれているので、堀内の人であったと思われる。光徳寺の檀家であると思われるが、過去帳で確認できたのは三人のみである。光徳寺墓地で彼らの墓標を見いだせなかつた。堀内の町有共同墓地海宝寺に一人、元町第一共同墓地に二人の墓標があり、この三人が過去帳に記されている。他の三人は檀家でない可能性もあるが、光徳寺で堀内の戦



日露戦死病歿英霊碑

死者六名(仙元山招魂碑には七名記している)を供養し慰霊碑を建てたということであろう。但し、昭和十年に入寺した現住、十九世清水嚴矩氏の談によると、碑前での供養を行った記憶はないという。

(5) 新善光寺の報魂碑―葉山町上山口一三六八番地

浄土宗新善光寺の境内地、庫裡の東側にある。台座・碑ともに自然石で、碑は底辺一五〇センチ、高さ二〇三センチの略三角形。台座を含めた総高は二五三センチである。碑の正面に「報魂碑」と刻まれ、裏には「護國戦没者英名」として左記の地区別に合計三十九名の氏名が石製銘板に刻まれている。

唐木作(六名) 正吟(七名) 新沢(九名) 間門(三名)

栗坪(四名) 下山口(二名) 寺前(三名) 一色(四名)

戸塚(二名)

碑に建碑年月は刻まれているが、昭和五十年頃という。地区名のうち、唐木作・正吟・新沢・間門・栗坪・寺前は上山口の小字名で、上山口が全体の八十二パーセントを占める。三十九名は、左記の「報魂碑観世音地藏尊供養会」案内パンフレットに「当山関係の英霊」とあるので、新善光寺を檀家とする「護國戦没者」である。三十九名のうち新善光寺墓地で墓標を確認できたのは十四名で、死亡年の内訳は、昭和十三年一名、十四年一名、十九年五名、二十年七名である。その他に沼田福松・福原重助の二名は既述のように上山口の「日露戦役記念碑」にも刻まれている。これらことから、碑には戦役を明記していないが、確認でき



報魂碑

るのは、日露戦争二名、日中戦争二名（内一名はノモンハン事件）、太平洋戦争十二名である。

毎年五月十八日に「報魂碑観世音地藏尊供養会」を行っており、当寺発行の供養会案内のパンフレットに次のように記されている。

報魂碑観世音地藏尊供養会

(中略)

今在る自分に感謝と反省の気持を持って
当山関係の英霊御霊と共に諸尊塔の供養会を
奉修させていただきます。

日時 五月十八日(金) 午前十時より

本堂 観音堂 地藏堂 報魂碑と参拝致します

講演 岩沢直捷氏 元県行政センター所長

(中略)

平成十三年

檀信徒各位

新善光寺

上記は平成十三年のものであるが、平成十八年も同様の供養会を行った由である。報魂碑による英霊供養を、観音堂・地藏堂・報魂碑参拝の供養会に位置づけて行ったということである（供養会・建碑年については、住職からの聞き取りによる）。

2、森戸神社の総霊社―葉山町堀内一〇二五番地

森戸神社の境内にある。森戸神社（森戸大明神）は、一一八〇年に源頼朝が三島明神を勧請して創建したと伝える古社で、事代主命・大山祇命を祭神とする。「葉山の総鎮守」といわれ、葉山町堀内を氏子区域としてきた。総霊社は森戸神社の境内社で、瓦葺向拝付社殿と鳥居一基（靖国鳥居）、「総霊社」と刻んだ石製社号標、下掲の案内板などがある。

総霊社は、昭和二十一年に境内の社殿を移して創建し、二〇年程前に

今の祓所の場所から移して再建したという。昭和五十六年に神奈川県神社庁が編集・発行した『神奈川県神社誌』には「祖霊社」と記されている。地区の英霊を祀るために創建したという神社形式の慰霊施設で、堀内地区を氏子区域とすることから、堀内の氏子で日清戦争から太平洋戦争までの戦死病没者を祀った社である。現在は、氏子崇敬者の祖霊や水子の霊も祀っている。社殿内に霊璽簿が奉安され、春彼岸（三月二十一日）に神社役員のみで例祭を執行しているという（以上は宮司からの聞き取りによる）。

総 霊 社

英霊、祖霊を始め水子の霊など、この社には多くの霊がまつられています。

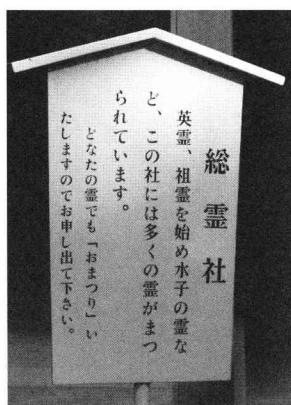
どなたの霊でも「おまつり」いたしますのでお申し出て下さい。

3、葉山町慰霊塔―葉山町堀内二一四五番地

葉山町役場前の花ノ木公園内に建つ。慰霊塔前は広場をなし、「慰霊



総霊社



総霊社案内板

塔広場」といわれる。慰霊塔は、四角柱の塔と塔舎・表示板からなる。塔は高さ十五メートル、塔舎は平面一辺四・八メートルの方形で、前方を吹き抜けにし、中央部に塔の基部、奥正面にガラスケースの「銘鑑ボックス」がある。ケース内には布を被せた箱があり、銘鑑が入っているものと思われる。他に靖国神社神璽や沖繩霊石などが納められている。三方の内壁には、戦死者の名板が貼られている。表示板は塔舎の前方にあり、高さ一・二メートル、幅三メートル、表に「慰霊塔」、裏に「田中富 昭和四拾年拾月」と刻まれている。(以上は葉山町役場所蔵「葉山町慰霊塔新築工事、平面図・立面図・断面図」を参照した)。

慰霊塔は、葉山町が町内の戦没者を慰霊するため昭和四十年十月に建立したもので、『遺族会二十五年のあゆみ』に「四〇・一〇・九 葉山町戦没者慰霊塔除幕式、招魂式、慰霊祭」とある。⁽²⁵⁾塔舎内部の内壁三面の名板には、「葉山町戦没者氏名」として、地区別にあいうえお順で氏名を刻んである。総計四三一柱で、その内訳は次の通りである(氏名省略)。

- 木古庭 二二柱、 上山口 五二柱、 下山口 四一柱、
- 一色 八〇柱、 堀内 一六一柱、 長柄 五九柱

葉山町が昭和十二年から戦後までの戦没者として把握していたのは、葉山町役場所蔵の「葉山町戦没者名簿」の登載者で、三六九名である。名簿に脱漏が見られることは既に指摘したが、慰霊塔に刻まれた数が多いのは、昭和十一年以前の戦死病没者と転出・転入者によるものである。「葉山町戦没者名簿」に綴じられている「戊申、日清、日露戦死者名簿」に載せる一九名は、全て慰霊塔の名板に刻まれている。その戊辰戦争戦死者は、既述のように西南戦争の誤記と思われるので、慰霊塔名板に刻まれた人名は、確認できる限りでは西南戦争以降太平洋戦争までの葉山町の戦死病没者ということになる。

慰霊塔前で、毎年十一月に葉山町主催の「葉山町戦没者慰霊祭」、八

月には遺族会主催の「献燈会」が行われている。平成十七年に執行された慰霊祭の式次第は次の通りである(原資料は横書き。葉山町役場福祉環境部福祉課提供)。「慰霊祭」と称しているが、宗教行事を伴わないいわゆる追悼式である。

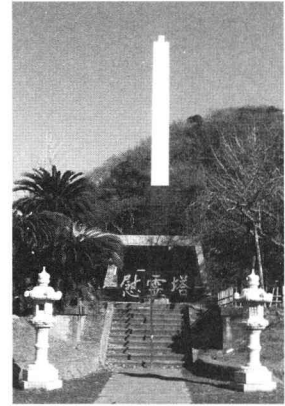
献燈会の案内パンフレットも、平成十四年度のを次に載せる(原資料は横書き。葉山町遺族会長提供)。献燈会は、三日間にわたり慰霊塔前に提灯を並べ模擬店が出て盆踊りがある、賑やかな夏の行事である。

1	開式	場所	葉山町戦没者慰霊塔前
2	黙禱	主催	葉山町
3	追悼のことば	日時	平成17年11月9日(水) 午後1時00分
4	献花		
5	表彰式		
6	閉式		

平成17年度葉山町戦没者慰霊祭

来賓(神奈川県知事他)

葉山町長
葉山町議会議長
神奈川県知事
神奈川県議会議員
神奈川県遺族会会長
葉山町遺族会会長



葉山町慰霊塔

第18回 献燈会

平成14年8月2日(金)～8月4日(日) 午後4時から9時まで

雨天の場合は中止することもあります

慰霊塔 広場

祭 囃し (一色上山口祭囃し保存会)

盆踊り大会 (葉山町舞踊愛好会有志)

楽しい買物 模擬店いろいろ 射的で腕試し

主催 葉山町遺族会 (お問い合わせへ省略)

後援 葉山町 観光協会

4、戦没者に対する重層的な慰霊・供養の体系

以上に、戦没者を表象した記念碑等について、その形態別に戦死者がどのように表象されているのかをみてきたが、ここでは表象する対象の範囲及び建立者の側から記念碑等を分類すると、およそ次のようになる。第一に葉山町全体の戦死者を対象として町が建立した「葉山町慰霊塔」、第二には長柄・堀内・上山口の地区(旧村)ごとに地区団体が地区の戦死者を対象として建てた「忠魂碑」「招魂碑」「日露戦役記念碑」、第三に光徳寺の「日露戦死病歿英霊碑」、新善光寺の「報魂碑」、森戸神社の

「総霊社」に見るように、個々の寺社が檀家や氏子崇敬者を対象として建てた碑表や社殿形式の慰霊施設である。そして、例えば光徳寺の英霊碑に刻まれた戦没者は、光徳寺墓地に墓標を確認できなかったが、共同墓地等に墓標があり、六名の内三名は光徳寺の檀家であることが確認できている。遺族による供養と、英霊碑による供養を受けるとともに、六名全員が堀内地区で建立した仙元山招魂碑に刻まれ、更には葉山町の慰霊塔にも刻まれているのである。ここに四層の重層した慰霊の体系を認めることができる。これに県レベルの「神奈川県戦没者慰霊堂」(神奈川県護国神社)と、国レベルの靖国神社を加えると、六層の慰霊体系となる。すなわち、墓標を建て遺族による供養が行われるだけでは済まずに、寺社や地域や町が戦没者を受け止め、施設を設けて慰霊・供養し、更には県や国レベルでもそれぞれに施設を設けて慰霊・供養を行うのである。このような重層的な慰霊・供養の体系は、戦没者に対する慰霊・供養の大きな特色といえるであろう。その儀式も仏教や神道、無宗教など統一されておらず、遺族の意志に関わりなく行われてきたことも特色といえるであろう。⁽²⁶⁾ただし、それぞれの慰霊施設が建立され、祭祀が行われた時期が異なるので、これらの慰霊体系が全て同時期に重層して機能したということではない。戦前期における神奈川県の指定護国神社「神奈川県護国神社」は、造営途中の昭和二十年五月二十九日に横浜大空襲で社殿を焼失しており、完成していない。県内の戊辰戦争以降の全戦没者の祭神名簿を整え、遷座直前のことであった。神奈川県戦没者慰霊堂は、昭和二十八年に神奈川県が建設した護国神社にかわる県の戦没者慰霊施設で、戦災死者をも含めた県内の戦争死者を祀っている。⁽²⁷⁾合祀者数は五七、九三〇柱で、内訳は軍人・軍属五二、七九二柱、外地死没邦人二八一柱、戦災死者二二二七柱である(平成十四年五月現在)。

③ 戦没者の墓標

1、墓標調査の概要

葉山町の墓標調査は、二〇〇三年八月五日〜八日の四日間に集中して行い、別に事前調査や事後の再調査を行った。調査員は、筆者と筆者が勤務する県立神奈川総合高等学校の生徒三名で、葉山町遺族会長の小菅寅一氏に同行していただいた。

調査にあたっては、葉山町役場・葉山町遺族会・各寺院・共同墓地管理組合などの協力をえて、葉山町の宗教法人名簿登載の寺院十七カ所、共同墓地五カ所の悉皆調査をめざして実施した。寺院墓地は、十七カ所の寺院の内、観正院には戦没者墓標がなく、日本山妙法寺葉山小僧伽には墓地がなかった。本円寺は調査協力が得られなかったため未調査である。共同墓地は、調査の過程で一色にもう一カ所存在することが判明し六ヶ所となった。この他に一族の墓地が何カ所があるが、これは場所の特定も含めて調査することが難しく、二カ所のみ調査データに加えた。墓標調査の方法は、墓地の墓標を全て見て回り、墓標や墓誌に戦没者と判断できる記載があるものについて、銘文・形態・寸法等をカードに記録し、個人墓の場合は、家墓（代々墓）の銘文・寸法も記録した。住職や管理者、墓参者、同行した遺族会長などからの聞き取り内容があれば、それもカードに記載した。

調査結果としては、寺院墓地が一箇所未調査で、一族の墓地も十分に調査し得なかったことと、戦没者が家墓（代々墓）のみに祀られている場合は見落としも考えられるが、調査で得られたのは左記の寺院墓地十四カ所、共同墓地六カ所、一族の墓地二カ所から、戦没者二〇〇名・墓標一八四基についてのデータである（数字は確認した戦没者数）。

長柄地区	長運寺(真言) 4	仙光院(真言) 7	福厳寺(臨濟) 6
	本立寺(日蓮) 8	荒井家墓地 3	
堀内地区	清浄寺(浄土) 31	相福寺(浄土) 2	光徳寺(浄土) 23
	長徳寺(臨濟) 1	海宝寺墓地 8	元町第一墓地 7
	元町第二墓地 10	風早墓地 1	
	真名瀬小山の越墓地 4	鈴木家墓地 1	
一色地区	玉蔵院(真言) 11	実教寺(日蓮) 12	共同墓地 3
上山口地区	大昌寺(浄土) 1	新善光寺(浄土宗) 17	
	西光寺(浄土) 1	観正院(浄土) 0	
下山口地区	万福寺(浄土) 43	日本山妙法寺葉山小僧伽 0	
木古庭地区	本円寺(日蓮) 未調査		

2、墓標の建立

戦没者の墓標はどのようにして建立されたのかを、昭和十三年四月に中国戦線で「壮烈ナル戦死」を遂げた根岸房良氏の事例から探ってみよう。同氏の遺族宅には、墓標建設の資料を含む戦死関係の一括資料（未公刊）が保存されており、近くの寺院墓地に墓標もある。遺族は三回忌の秋彼岸、昭和十五年九月二十日に墓標を建設した。墓標は、正面に軍階級・勲等・俗名を刻み、左側面に没年月日と戒名、高野山管長からの法名授与の文面を刻み、右側面に略歴と建立者等を刻んだ。それらの下書きが一括資料にあり、略歴は「神奈川縣三浦郡葉山町役場」の罫紙を使用している。墓標建設に役場がかかわっていたことを推測させる。撰文は「陸軍歩兵中佐正五位勲三等功五級鈴木國松」で、帝国在郷軍人会葉山町分会会長である。揮毫は「正二位勲一等伯爵金子堅太郎謹書」とある。一括資料には、昭和十三年七月二十七付「葉収第二二九五号 戦時死亡者墓標揮毫二關スル件」という葉山町役場文書があり、帝国書道報国会が「戦死者ノ墓標ヲ無料揮毫セラルル」ので希望者は役場が斡旋す

表11 建立年別墓標数

建碑年	葉山町		金沢区	北本市	備 考
	人数	墓標数	墓標数	墓標数	
明治	30	1	1	1	日清戦争 27～28
	39		2	3	
	40	1	1		日露戦争 37～38
	41			2	
	43			1	
	44		1	1	
大正	2	1	1		
	7		1		
	11	1	1		
	15	1	1		第一次世界大戦 14～18
昭和	2	1	1		
	3		1	1	
	4	1	1		
	5				
	6		1		満州事変
	7	2	1	1	
	8				
	9		1		
	10				
	11	1	1	1	
	12	1	1	1	日中戦争
	13	1	1	1	
	14	1	1	1	2
	15	3	3	7	1
	16	1	1	2	1
	17	1	1	2	1
	18		1	1	
	19	2	2	5	1
	20			1	
	21		1	1	軍人恩給停止 21.2
	22	1	1	1	
	23			2	
	24			1	
	25	1	1	3	1
	26		2	3	
	27	1	1	3	3
	28	1	1	5	
	29	1	1	5	1
	30	5	5	8	3
	31	9	7	24	3
	32	9	7	19	3
	33	3	2	5	3
	34	5	4	5	6
	35	12	10	9	3
	36	5	5	8	9
	37	3	3	3	4
	38	3	3	11	5
	39	2	2	9	2
	40	3	3	4	2
	41	6	6	6	4
	42	3	3	3	5
	43	3	3	4	3
	44			5	7
	45	1	1	6	2
	46	6	5	8	6
	47			3	1
	48			4	5
	49	3	3	8	6
	50			1	12

るといふ文書であるが、根岸家では一色に別荘を構えていた金子堅太郎伯爵に揮毫を依頼した。房良氏の戦死を顕彰する一層の効果を持たせるためであろう。墓の規模は、石材店が示した「墓地石塔設計図」によると、墓地を大谷石の石垣で三尺五寸の高さに整え、その上に高さ一尺一寸の中台、一尺の上台、その上に三尺五寸の竿石を乗せるというもので、竿石の形態は尖頭角錐台である。現在は竿石のみ同じ墓域内に残しているが、かつては見上げる程の壮大なものであったという。見積書によると、墓地整備代二〇〇円、石塔代三〇〇円、合計五百円とある。軍から支給された埋葬料は四二円五〇銭であったので、その十倍以上の費用で墓標を建てたことになる。撰文・揮毫を名士に依頼し、壮大な墓標を建立したのは、「名誉の戦死」と称えられた房良氏の死に相応しい墓標と

いう思いがあったからであろう。それ故に、墓標の正面には軍の階級・勲等・俗名を刻んだものと思われる。しかし一方では、左側面に高野山管長から法名を授与された文書と戒名を刻み、仏教により供養を行ったことを示している。根岸房良氏の墓標は、その建設経緯や墓標建設の意味を探る上で貴重な資料を提供するものといえよう。

3、墓標の建立年

確認した戦没者の墓標一八四基（二〇〇名）を建立年別にみると、表11の通りである。

建碑年	葉山町		金沢区	北本市	備考
	人数	墓標数	墓標数	墓標数	
51	3	3	4	1	19年戦没者 33回忌
52	3	3	8	6	20年戦没者 33回忌
53	1	1	1	4	
54	3	3	4	3	
55				2	
56	2	2	3	1	
57	1	1	4	1	
58	1	1	1		
59	2	2			
60	2	2			
61			2		
62	2	2	3		
63	1	1	3		
平成 1					
2	2	1	3		
3	1	1	2		
4			4		
5	1	1	1		19年戦没者 50回忌
6	1	1	3		20年戦没者 50回忌
7					
8	2	1			
9	1	1	3		
10			1		
11					
12			1		
13	1	1			
記載なし	64	60	14	4	
合計	200	184	266	146	

二〇〇名の墓標の建立年は、明治二名、大正三名、昭和戦前期十五名、昭和戦後期一〇七名、平成九名、建立年の記載なし六四名で、戦後が圧倒的に多い。昭和期についてみると、日中戦争が始まった昭和十二年から太平洋戦争末期の昭和十九年まではほぼ毎年一〜三基建てられているが、昭和二十年から二十六年までは二基のみである。昭和二十七年から毎年建てられるようになり、三十年から急増して、三十一・三十二年に多く、三十五年にピークとなる。その後は四十一年・四十六年に微増するが、全体的に減少していく傾向が見られる。

この葉山町の傾向を、横浜市金沢区で筆者が調査した墓標データ、及び埼玉県北本市の下山忍氏が調査した墓標データ⁽²⁸⁾を表11に並記したので、比較してみよう。まず、昭和三十一・三十二年に多くなる傾向は金

沢区の場合一層顕著である。その年が昭和十九・二十年の戦死者の十三回忌にあたっていたためと思われる。それとともに、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて遺族年金等が支給され、翌昭和二十八年に軍人恩給が復活して軍人遺族に扶助料等が支給されるようになったことで、昭和二十一年二月の恩給停止以来の生活苦によりやくゆとりがでてきたためであろう。金沢区では、昭和二十八年から既に増加の傾向が見られている。葉山町で昭和三十五年に最多の十二人を数えるが、三兄弟を一基に供養した墓を含むので、墓標数は十基である。同年は金沢区も若干多くなっているが、北本市では減少しており、特なる傾向や特別な理由を見いだせない。昭和三十年から三地域ともに増加の傾向が見られ、昭和四十年代前半まで続く墓標建設ラッシュのピークと思われる。その間、昭和三十六年に戦地加算が復活して恩給該当者の範囲が拡大したこと、昭和三十九年に戦没者叙勲が復活し、四十二年に金鶏勲章年金受給者に一時金が支払われて、戦没者の名誉がはかられたこと、昭和三十八・四十・四十二年に戦没者の妻・遺族・父母への給付金・弔慰金が支給されたことなど、一連の戦没者に対する優遇措置がとられたことも、墓標建設増加に係わるであろう。

このようにして、戦没者の墓標は仏教の回忌供養にあわせて、また戦没者の名誉、生活のゆとりなどの関係のなかで、昭和三十一年以降建設が急増したと思われる。

4、墓標の建立者

墓標に建立者の記載があるものは、戦死者二〇〇名中一三五名についてであるが、建立者と戦没者の関係を明記している事例は少ない。そこで、「葉山町戦歿者名簿」から関係を調査した。判明したものは八十四名（戦没者が兄弟並記されているものが八例あり、墓標数は七十五基）、その内訳は次の通りである。表12はそれを建立年別に表にしたものであ

表12 戦没者墓標の建立者

建立年	父	父母か	母	母兄	兄	姉か	義兄	弟	子	妻	甥姪夫	村有志	期友	本人
明治 30												1		
昭和 13										1				
14										1				
15					2									
16														1
17	1													
18														
19	1				1									
20														
21														
22	1													
23														
24														
25	1													
26														
27									1					
28							1							
29														
30	3				1									
31	2		3							1				
32	3	1			3					1				
33			1					2						
34	1				2				1	1				
35	4		3		1				1					
36								1		2			1	
37			1								1			
38			2					1						
39					1									
40										1				
41	1									1				
42								1	1					
43						1								
44														
45										1				
46				2					1					
47														
48														
49					2									
50														
51					1									
52					1					1				
53														
54		1						1	1					
55														
56														
57														
58								1						
59														
60														
61														
62														
63									1					
平成 1														
2											2			
3														
4														
5										1				
年不詳	1				2									
合計	19	2	10	2	17	1	1	7	7	12	3	1	1	1

る。
墓標の建立者は、戦死者の父が最も多く十九名で、戦前から昭和三十五年頃まで続いている。戦死者の母は十名で、昭和三十年代に集中して見られるのが特徴である。このほかに父母と思われるもの二名、母と兄の連名は二件あり、父母の合計は三十三名である。次いで兄弟が多

建立者の記載があるもの	一三五
○戦没者との関係がわかるもの	父: 19 兄: 17 母: 10 姉か: 1 義兄: 2 妻: 1 弟: 7 甥姪夫: 3
○戦没者との関係がわからないもの	長男: 5 二・三男: 2 兵学校期友: 1 村有志: 1
建立者の記載がないもの	六五

*戦没者との関係がわかるもの 84 名を載せた(墓標に建立者の記載があるのは 135 名)

く二十六名で、弟は昭和三十三年以降に建て始めている。

妻が建立者となっているのは、戦前期の二名の後はしばらく無く、昭和三十一年から多くなり、合計十二名である。既述のように、恩給の復活により妻が公務扶助料等を受給するようになった、その生活のゆとりがもたらしたものと思われる。但し、昭和二十七年に長男の名で建立された墓標を例にとると、「葉山町戦歿者名簿」によればその時長男は九歳である。妻が生存しており、幼い子供を二人抱えた妻が建立したのであろう。妻がいても建立者の子にした事例は他にもあったと思われる。あえて妻の名で建立したことについて考えねばならないであろう。妻を建立者とする十二名のうち四名が個人墓で、一名は夫婦墓である。残りの七名は家墓（代々墓）であるが、うち四名は夫及び夫婦の名を刻むのみである。妻が建立し、妻の名を建立者として刻んだ墓は、他の建立者に比して個人墓・夫婦墓の割合が高い。夫及び夫婦の墓という性格が強くており、夫への強い思いをうかがうことができる。なお、戦前の妻が建立した二名（二基）の墓標のうち、昭和十三年の場合は、角錐台形の墓標に軍歴を詳細に記し「功績ヲ誌ス」とした伯爵金子堅太郎謹書の、戒名を刻まないいわゆる軍人墓にふさわしい墓標である。昭和十四年のものも、戒名を刻まない尖頭角柱の軍人墓にふさわしいものである。但し後者の墓標は寺院墓地にあり、側面に「光照童子」の戒名が刻まれていることから、戒名がなくても仏式で供養したことが推測される。「光照童子」は二人の間の子と思われ、夫戦死の翌年に亡くなったことで、夫の三回忌に墓標を建ててあわせ供養したようである。但し墓標には妻の名は建立者として刻まれていない。子供を戦没者の墓標に入れること、妻は入っていないことなどは、戦没者供養のあり方として興味深い事例である。戦後の十名は、一名が横長の洋型、他は角柱で、全て戒名が記され、軍の階級等が記されているのは四名である。妻は夫を仏式で供養し、軍の階級等を刻まなかった事例が多いといえる。

5、墓標の形態

墓標の形態について、その分類の仕方は様々であるが、以下は主に竿石の形態によって大きく分け、さらに頂部の形態（尖頭・台頭・平頭・笠付）と、竿石と上台の間にスリン型や蓮華型の加工があるかどうかで、次のように分類した。戦死者の墓標を、その分類に従って建立年代別にまとめたのが表13である。

- 1、自然石不定形
- 2、角錐台形
- 3、角柱（尖頭、台頭スリン、台頭蓮華、台頭、平頭スリン、平頭、笠付）
- 4、幅広
- 5、横長（洋型）
- 6、その他（五輪塔・駒形など）

この表によると、明治から昭和戦前期には自然石の不定形や角錐台が見られた。細長い尖頭角柱の墓標も、陸海軍墓地（軍用墓地）の軍人墓に類似する形態であり、戦前期に特徴的に建てられた。これらの場合は殆ど個人墓で、正面に軍の階級・勲等、俗名を刻む場合が多い。角柱の下部に猫足・角スリン・丸スリンなどのスリン台や、蓮華台を置く形態も明治期から見られた。位牌をかたどった仏教色の強い形態といえる。角柱の頭部に台頭（台状の突起）がある形態は、大正期から見られ、昭和三十年代半ばで終わっている。これに代わるようにして、終戦前後頃から角柱の頭部に突起をつくらない平頭が現れ、戦後の墓標の殆どを占めるようになった（戦前は三基のみ）。昭和四十年代以降は、横長の洋型墓標が見られるようになる。少ない事例ながら、幅広や駒形、五輪塔の地輪を長大にして角柱のようにした形態も戦後の墓標に見られる。

軍用墓地に見られる墓標の形態は、尖頭角柱で竿石の幅が狭く細長い。

表13 戦没者墓標の形態

建立年	不定形 自然石	角錐台	角柱							幅広	横長 洋型	その他 五輪塔 駒形	合計
			尖頭	台頭 スリン	台頭 蓮華	台頭	平頭 スリン	平頭	笠付				
明治	30								1				1
	40							1					1
大正	2			1									1
	11	1											1
	15	1											1
昭和	2						1						1
	3												0
	4	1											1
	5												0
	6												0
	7		1										1
	8												0
	9												0
	10												0
	11						1						1
	12					1							1
	13		1										1
	14			1									1
	15						1		2				3
	16						1						1
	17			1									1
	18												0
	19			1			1						2
	20												0
	21												0
	22								1				1
	23												0
	24												0
	25								1				1
	26												0
	27								1				1
	28								1				1
	29						1						1
	30				1				4				5
	31	1					1		5				7
	32						2		4			1	7
	33								2				2
	34						1		3				4
	35						1		9				10
	36						1	1	2			1	5
	37								3				3
	38								2	1			3
	39								2				2
	40								3				3
	41								4	1	1		6
	42								3				3
	43								3				3
	44												0
	45								1				1
	46								5				5
	47												0
	48												0
	49								3				3
	50												0
	51								3				3
	52								3				3
	53								1				1
	54								3				3

建立年	不定形 自然石	角錐台	角柱							幅広	横長 洋型	その他 五輪塔 駒形	合計
			尖頭	台頭 スリン	台頭 蓮華	台頭	平頭 スリン	平頭	笠付				
55													0
56					1				1				2
57									1				1
58									1				1
59									1		1		2
60									2				2
61													0
62									2				2
63									1				1
平成													0
1									1				1
2											1		1
3													0
4													1
5									1				1
6									1				1
7													0
8									1				1
9									1				1
13									1				1
年不詳	2		5	13	2	11	4	21	1		1		60
合計	6	2	8	15	4	23	6	111	1	2	4	2	184

	不定形 自然石	角錐台	角柱							幅広	横長 洋型	その他 五輪塔 駒形	合計
			尖頭	台頭 スリン	台頭 蓮華	台頭	平頭 スリン	平頭	笠付				
個人墓	3	1	7	5		12	2	27		2			59
複数並記墓	2	1	1	3	1	1	1	10	1				21
家墓	1			7	3	10	3	74			4	2	104
合計	6	2	8	15	4	23	6	111	1	2	4	2	184

「陸軍埋葬規則」によると、竿石の寸法は次のように規定されている。⁽²⁹⁾

高さ	将官相当官		士官		准士官		下士		兵卒	
五尺	九寸	八寸	七寸	六寸	五寸	四尺五寸	四尺	三尺	二尺五寸	二尺
四尺五寸										
四尺										
三尺										
二尺五寸										
二尺										

これによると、高さ／幅は士官以上が「5」に対し、准士官以下は4.3・4.2・4.0とその比値が下がり、階級が上位ほど長大、下位ほど寸詰まりの傾向が見られる。石材店に問い合わせたところ、角柱の竿石は現在一般的に、長さ／幅の比は2.5程度という。建立年代が明確な墓標一三六基について、その比を建立年代別にまとめたのが表14である。

これによると、年代により高さ／幅の比率はばらつきがあるものの、戦前の墓標は4.3、3.9、3.8など、概して2.5よりもはるかに大きく、軍人墓の規定に近い数値のものが顕著に見られる。そのような数値は昭和三十年と三十四年、三十七年に各一基見られるが、戦後は概ね2.5～2.6となっている。戦没者の墓を特別な形態として建てる傾向は、戦後その比値が2.5～2.6に近づくにつれて薄れてきたと見ることができよう。

表14 竿石の高さと幅と比

No	建立年月			形態		墓	高/幅	No	建立年月			形態		墓	高/幅
1	明治	30	3	角柱	平頭	個人	3.1	55	昭和	34	10	角柱	平頭	二名	2.5
2	明治	40	8	角柱丸刈	平頭	個人	4.3	56	昭和	34	12	角柱	平頭	二名	2.6
3	大正	2	10	角柱丸猫足	角台頭	三名	2.7	57	昭和	35	1	角柱	平頭	家墓	2.7
4	大正	11	8	自然石	板碑型	個人		58	昭和	35	3	角柱	平頭	個人	2.4
5	大正	15	4	不定形	自然石板状	家墓	2.4	59	昭和	35	4	角柱	平頭	個人	2.4
6	昭和	2	9	角柱	角台頭	個人	2.6	60	昭和	35	5	角柱	角台頭	個人	2.6
7	昭和	4	4	不定形	自然石板状	個人	2.2	61	昭和	35	9	角柱	平頭	家墓	2.6
8	昭和	7	5	角錐台	丸台頭	二兄弟	2.5~3.7	62	昭和	35	10	角柱	平頭	三兄弟	2.5
9	昭和	7	5	角錐台	丸台頭	二兄弟	2.5~3.7	63	昭和	35	10	角柱	平頭	三兄弟	2.5
10	昭和	11	5	角柱	角台頭	家墓	2.4	64	昭和	35	10	角柱	平頭	三兄弟	2.5
11	昭和	12	5	角柱蓮華	角台頭	家墓	2.5	65	昭和	35	10	角柱	平頭	個人	2.6
12	昭和	13	12	角錐台	丸台頭	個人	2.6~3.5	66	昭和	35	10	角柱	平頭	家墓	2.5
13	昭和	14	11	角柱	尖頭	個人	3.8	67	昭和	35	11	角柱	平頭	家墓	2.5
14	昭和	15	9	角柱	平頭	家墓	2.5	68	昭和	35	12	角柱	平頭	家墓	2.5
15	昭和	15	9	角柱	丸台頭	個人	4	69	昭和	36	1	駒形		家墓	1.9
16	昭和	15	12	角柱	平頭	個人	2.7	70	昭和	36	3	角柱	平頭	家墓	2.9
17	昭和	16	5	角柱	角台頭	家墓	2.5	71	昭和	36	3	角柱	丸台頭	個人	2.3
18	昭和	17		角柱	尖頭	個人	3.9	72	昭和	36	4	角柱	平頭	家墓	2.5
19	昭和	19	9	角柱	角台頭	個人	2.2	73	昭和	36	9	角柱丸刈	平頭	家墓	2.4
20	昭和	19		角柱	尖頭	個人	3.7	74	昭和	37	3	角柱	平頭	家墓	2.5
21	昭和	22	9	角柱	平頭	家墓	2.8	75	昭和	37	4	角柱	平頭	家墓	2.6
22	昭和	25	9	角柱	平頭	複数	2.3	76	昭和	37	9	角柱	平頭	個人	3.1
23	昭和	27	3	角柱	平頭	家墓	2.5	77	昭和	38	9	幅広		個人	1.6
24	昭和	28	7	角柱	平頭	個人	2.6	78	昭和	38	9	角柱	平頭	個人	2.6
25	昭和	29	9	角柱	角台頭	家墓	2.8	79	昭和	38	12	角柱	平頭	家墓	2.4
26	昭和	30	3	角柱	平頭	個人	2.4	80	昭和	39	3	角柱	平頭	家墓	2.6
27	昭和	30	3	角柱丸刈	丸台頭	個人	3.3	81	昭和	39	5	角柱	平頭	家墓	2.5
28	昭和	30	6	角柱	平頭	個人	2.7	82	昭和	40	8	角柱	平頭	家墓	2.5
29	昭和	30	9	角柱	平頭	個人	2.4	83	昭和	40	10	角柱	平頭	家墓	2.7
30	昭和	30	10	角柱	平頭	家墓	2.6	84	昭和	40	春	角柱	平頭	家墓	2.6
31	昭和	31	2	角柱	平頭	家墓	2.7	85	昭和	41	2	角柱	平頭	家墓	2.6
32	昭和	31	6	角柱	平頭	家墓	2.6	86	昭和	41	7	角柱	平頭	家墓	2.6
33	昭和	31	8	角柱	平頭	個人	2.5	87	昭和	41	8	横長		家墓	0.9
34	昭和	31	10	角柱	平頭	個人	2.7	88	昭和	41	8	角柱	平頭	家墓	2.6
35	昭和	31	10	角柱	角台頭	家墓	2.5	89	昭和	41	9	角柱	平頭	家墓	2.5
36	昭和	31	11	不定形	櫛形	個人	2	90	昭和	41		幅広		個人	1.5
37	昭和	31	11	不定形	櫛形	個人	2	91	昭和	42	4	角柱	平頭	家墓	2.8
38	昭和	31	11	不定形	櫛形	個人	2	92	昭和	42	8	角柱	平頭	家墓	2.5
39	昭和	31	11	角柱	平頭	家墓	2.5	93	昭和	42	8	角柱	平頭	家墓	2.6
40	昭和	32	1	角柱	角台頭	家墓	2.6	94	昭和	43	3	角柱	平頭	家墓	2.5
41	昭和	32	1	角柱	角台頭	家墓	2.6	95	昭和	43	4	角柱	平頭	家墓	2.5
42	昭和	32	2	角柱	平頭	二兄弟	2.8	96	昭和	43	10	角柱	平頭	家墓	2.4
43	昭和	32	2	角柱	平頭	二兄弟	2.8	97	昭和	45	4	角柱	平頭	家墓	2.5
44	昭和	32	3	五輪塔	角柱状地輪	家墓	2.1	98	昭和	46	2	角柱	平頭	家墓	2.7
45	昭和	32	5	角柱	平頭	家墓	2.4	99	昭和	46	4	角柱	平頭	家墓	2.6
46	昭和	32	7	角柱	角台頭	個人	2.7	100	昭和	46	6	角柱	平頭	家墓	2.6
47	昭和	32	9	角柱	平頭	個人	2.6	101	昭和	46	7	角柱	平頭	二兄弟	2.5
48	昭和	32		角柱	平頭	家墓	2.5	102	昭和	46	7	角柱	平頭	二兄弟	2.5
49	昭和	33	2	角柱	平頭	家墓	2.5	103	昭和	46	7	角柱	平頭	二名	2.5
50	昭和	33	2	角柱	平頭	家墓	2.5	104	昭和	49	3	角柱	平頭	家墓	2.5
51	昭和	33	9	角柱	平頭	個人	2.6	105	昭和	49	8	角柱	平頭	家墓	2.6
52	昭和	34	3	角柱	角台頭	二兄弟	3.3	106	昭和	49	10	角柱	平頭	家墓	2.4
53	昭和	34	3	角柱	角台頭	二兄弟	3.3	107	昭和	51	8	角柱	平頭	個人	2.5
54	昭和	34	6	角柱	平頭	個人	2.4	108	昭和	51	8	角柱	平頭	家墓	2.6

No	建立年月		形態		墓	高/幅	No	建立年月		形態		墓	高/幅		
109	昭和	51	11	角柱	平頭	家墓	2.7	123	昭和	60	4	角柱	平頭	家墓	2.5
110	昭和	52	3	角柱	平頭	家墓	2.6	124	昭和	60	10	角柱	平頭	家墓	2.6
111	昭和	52	5	角柱	平頭	家墓	2.5	125	昭和	62	11	角柱	平頭	四名	2.5
112	昭和	52	6	角柱	平頭	家墓	2.5	126	昭和	62	12	角柱	平頭	家墓	2.6
113	昭和	53	3	角柱	平頭	家墓	2.6	127	昭和	63	6	角柱	平頭	家墓	2.6
114	昭和	54	3	角柱	平頭	家墓	2.6	128	平成	2	1	角柱	平頭	家墓	2.6
115	昭和	54	8	角柱	平頭	家墓	2.6	129	平成	2	1	角柱	平頭	家墓	2.6
116	昭和	54	12	角柱	平頭	家墓	2.6	130	平成	3	8	横長		家墓	0.9
117	昭和	56	3	角柱	平頭	家墓	2.6	131	平成	5	4	角柱	平頭	家墓	2.6
118	昭和	56	3	角柱蓮華	角台頭	家墓	2.6	132	平成	6	10	角柱	平頭	家墓	2.6
119	昭和	57	9	角柱	平頭	家墓	2.7	133	平成	8	8	角柱	平頭	家墓	2.6
120	昭和	58	8	角柱	平頭	家墓	2.6	134	平成	8	8	角柱	平頭	家墓	2.6
121	昭和	59	3	角柱	平頭	家墓	2.6	135	平成	9	3	角柱	平頭	家墓	2.6
122	昭和	59	5	横長		家墓	0.8	136	平成	13	1	角柱	平頭	家墓	2.7

*墓標の建立年代がわかる136基を対象とした。墓欄の記載は、家墓:代々墓、個人:個人墓、二名:二名並記の墓を示す。

6、個人墓か家墓(代々墓)か

墓標には、個人墓と、正面に「○○家之墓」「先祖代々之墓」「○○家」「南無阿弥陀仏」などと記される墓標(以下「家墓」と記す)、複数並記の墓標があり、これらを一覧表にしたのが表15である。

これによると、全墓標一八四基中、個人墓は五十九基で全体の約三分の一である。二名並記の墓は九基あり、二名の関係や建立者との関係を墓碑銘や「葉山町戦歿者名簿」(遺族台帳)で調べた結果は次の通りである(「資料」欄に典拠を記した)。

No	建立年	二名の関係	建立者	資料
1	昭和七年	ともに戦死者、兄弟か	記載なし	なし
2	昭和三二年	ともに戦死者、兄弟	父	台帳
3	昭和三四年	ともに戦死者、兄弟	兄	台帳
4	昭和四六年	ともに戦死者、兄弟	母と兄	台帳
5	昭和三四年	並記の女性は妻	長男	台帳
6	昭和三四年	並記の女性は妻	妻	台帳
7	昭和四六年	並記の女性は妻か	二男	台帳
8	記載なし	並記の女性は妻か	記載なし	墓碑銘
9	記載なし	並記の女性は母	記載なし	墓碑銘

これによると、九基のうちNo1、4は戦死した兄弟または兄弟と思われるもので、残りの五基は女性との合葬である。その内No5・6の女性は妻である。No7は、遺族台帳に母親の同居も記されているが、合葬の女性が昭和四十六年死亡で、建立者が戦没者の二男であることから、妻の可能性が高い。No8の、明治三十五年戦没者に並記された女性は、享年から戦没者より三歳下であることがわかり、妻と思われる。但し女性の死亡は昭和四十一年であり、戦前期の墓標に追記している。No9の、明治三十七年日露戦争戦没者に並記された女性は、墓碑に母

表15 個人墓か家墓か

建立年	個人墓	2名	3名	4名以上	家墓	合計	建立年	個人墓	2名	3名	4名以上	家墓	合計	
明治	30	1				1	昭和	34	1	3			4	
	37					0		35	4		1	5	10	
	38					0		36	1			4	5	
	39					0		37	1			2	3	
	40	1				1		38	2			1	3	
大正	2		1			1		39				2	2	
	11	1				1		40				3	3	
	15				1	1		41	1			5	6	
昭和	1					0		42				3	3	
	2	1				1		43				3	3	
	3					0		44					0	
	4	1				1		45				1	1	
	5					0		46		2		3	5	
	6					0		47					0	
	7		1			1		48					0	
	8					0		49				3	3	
	9					0		50					0	
	10					0		51	1			2	3	
	11				1	1		52				3	3	
	12				1	1		53				1	1	
	13	1				1		54				3	3	
	14	1				1		55					0	
	15	2			1	3		56				2	2	
	16				1	1		57				1	1	
	17	1				1		58				1	1	
	18					0		59				2	2	
	19	2				2		60				2	2	
	20					0		61					0	
	21					0		62			1	1	2	
	22				1	1		63				1	1	
	23					0		平成	1				0	
	24					0		2				1	1	
	25			1		1		3				1	1	
	26					0		4					0	
	27				1	1		5				1	1	
	28	1				1		6				1	1	
	29				1	1		7					0	
	30	4			1	5		8				1	1	
	31	2		1	4	7		9				1	1	
	32	2	1		4	7		13				1	1	
	33	1			1	2		年不詳	26	2	2	5	25	60
								合計	59	9	5	7	104	184

と明記しており、昭和四年に亡くなった。三名以上並記の墓標も十二基ある。昭和三十一年と三十五年のものは、兄弟三名が戦死し三名並記されている墓標である。

時代の変遷をたどると、戦前期は圧倒的に個人墓が多い。戦後の戦没者墓標が多く建てられるようになった昭和三十年代は、個人墓と複数並記の墓を加えると家墓とほぼ同数になるが、それ以降は個人墓および複数並記の墓は殆ど建てられなくなる。家墓は、大正十五年四月に建てられた自然石の「益田家累代之墓」が、葉山で確認した最古の戦没者墓標で、昭和十年代に四例ほど散見するが、昭和三十年代になると激増し、以後今日まで主流となっている。ここで注目するのは、家墓がありながら個人墓や複数並記の墓を建てた事例である。個人墓の単独は十二基のみで、四十七基は家墓が別にある。その多くは個人墓を建てて以後に家墓を建てており、個人墓の死者を取り込んでいる事例もある⁽³⁰⁾。しかし、昭和十四・十九・二十八・三十七・三十八

表16 個人墓の家墓との総高比

No	建立年月日			形態	墓碑	位置	総高	家墓総高	個/家墓		
1	明治	30	3	角柱	平頭	個人	家墓の右	176.0	145.0	1.2	
2	明治	40	8	22	角柱角刈	平頭	個人	家墓の左	293.0	153.0	1.9
3	昭和	2	9	角柱切出亀腹	角台頭	個人	家墓左隣	137.0	161.0	0.9	
4	昭和	7	5	10	角錐台	丸台頭	二兄弟	家墓右隣	176.1	143.0	1.2
5	昭和	14	11	6	角柱	尖頭	個人	家墓の左	164.0	96.0	1.7
6	昭和	15	9	20	角柱	丸台頭	個人	家墓の左	102.0	136.0	0.8
7	昭和	15	12	19	角柱	平頭	個人	家墓の右	102.7	157.0	0.7
8	昭和	17			角柱	尖頭	個人	家墓の左隣	189.3	143.0	1.3
9	昭和	19	9	9	角柱	角台頭	個人	家墓の左隣	62.4	145.0	0.4
10	昭和	19			角柱	尖頭	個人	家墓の右隣	171.4	150.6	1.1
11	昭和	28	7	25	角柱	平頭	個人	家墓の右	150.5	152.0	1.0
12	昭和	30	3	彼岸	角柱	平頭	個人	家墓左隣	146.5	166.5	0.9
13	昭和	30	3	17	角柱丸刈	丸台頭	個人	家墓の左	156.0	147.5	1.1
14	昭和	30	6	21	角柱	平頭	個人	家墓の左隣	142.0	122.0	1.2
15	昭和	30	9	吉日	角柱	平頭	個人	家墓の左隣	132.0	146.0	0.9
16	昭和	31	8	12	角柱	平頭	個人	集合碑の右	151.0	188.0	0.8
17	昭和	31	10	18	角柱	平頭	個人	家墓の右	132.0	153.0	0.9
18	昭和	31	11	15	不定形	櫛形	個人	家墓の右	137.0	144.0	1.0
19	昭和	32	2	22	角柱	平頭	二兄弟	家墓の左	148.5	180.0	0.8
20	昭和	32	9	29	角柱	平頭	個人	家墓の左	120.5	124.5	1.0
21	昭和	33	9		角柱	平頭	個人	家墓の右	114.5	141.5	0.8
22	昭和	34	3	21	角柱	角台頭	二兄弟	約5m離	176.0	146.5	1.2
23	昭和	34	10		角柱	平頭	二名	家墓の右	165.0	154.5	1.1
24	昭和	34	12	吉日	角柱	平頭	二名	家墓の左	137.0	162.0	0.8
25	昭和	35	3	吉日	角柱	平頭	個人	家墓の右	151.5	153.0	1.0
26	昭和	35	4		角柱	平頭	個人	家墓の右	130.0	169.0	0.8
27	昭和	35	5		角柱	角台頭	個人	家墓の右手前	103.5	149.5	0.7
28	昭和	35	10	吉日	角柱	平頭	三兄弟	家墓の右	148.0	151.0	1.0
29	昭和	35	10		角柱	平頭	個人	家墓の左	141.3	170.0	0.8
30	昭和	36	3		角柱	丸台頭	個人	家墓の左	54.0	135.5	0.4
31	昭和	37	9	吉日	角柱	平頭	個人	家墓の右	168.5	188.0	0.9
32	昭和	38	9		幅広		個人	家墓の右	119.0	146.0	0.8
33	昭和	38	9	吉日	角柱	平頭	個人	家墓の左	138.5	145.0	1.0
34	昭和	41			幅広		個人	家墓の右3番目	75.5	185.0	0.4
35	昭和	46	7		角柱	平頭	二兄弟	家墓の右隣	138.0	187.7	0.7
36	昭和	46	7		角柱	平頭	二名	家墓の右	146.0	166.0	0.9
37	大正	11	8	26	自然石	板碑型	個人	単独	270.0	-	
38	昭和	4	4	12	不定形	自然石板状	個人	単独	259.0	-	
39	昭和	13	12	23	角錐台	丸台頭	個人	単独	191.5	-	
40	昭和	32	7		角柱	角台頭	個人	単独	152.5	-	
41	昭和	34	6		角柱	平頭	個人	単独	143.5	-	
42	昭和	51	8		角柱	平頭	個人	単独	137.0	-	

*建立年代が明確な個人墓と複数並記の墓について、家墓との総高比を示した。

年(二基)の個人墓は、家墓がありながら個人墓を建てた事例であり、三十一年の三名並記の墓も同様である。その内十九年・三十七年と三十八年の一基は、家墓と個人墓を同時に建てている。これらは、戦死者は家墓があってもそれには入れず、別に個人墓を建てるという事例を

提供するものである。陸軍省は、昭和十八年十月三十日付「戦死者墓碑建設指導二関スル件」^①で、戦没者墓碑は質素なものを建設するよう指導するとともに、「先祖代々ノ墓ニ合祀スルガ如キ風習アル地方ニ於テハ之ニ依ラシムルコト」と述べている。ということは、戦死者は家墓(代々墓)に入れない風習があるということである。戦死者は代々墓に入れない、戦死者の墓には他の人は入れない、という風習は各地で報告されている。⁽³²⁾聞き取りの中で「戦死者は靖国の神様だから、一緒にできないのだ」と答えた遺族がいた。戦死者を特別に扱う風習が各地であったということであり、葉山町でも右に述べたように戦没者は家墓に入れないで別に個人墓を建てたという事例がある。しかし一方で、前掲の女性との並記の事例では、昭和四年に亡くなった母を並祀しており、建立者の項で紹介した昭和十四年建立の墓碑には、前年に亡くなった戦没者の子と思われる「光照童子」を並祀している事例がある。必ずしも戦死者の墓に他の人は入れないということではなかったようである。

一方、個人墓と家墓の高さを比較したのが上の表16である。

これによると、譽・忠・義・道などの文字は明治から継続して多く使われている。勇は明治期に使用された割合が最も高い。逆に、殉・誠・顯・清などは昭和十二年以降の日中・太平洋戦争期に使用された文字で、時代の傾向を示している。特に「殉」については、『中外日報』昭和十三年九月十日付記事の見出しに、「勇士の院号法名に／輝く「殉」の一字／各宗派代表懇談会で決定」とあり、仏教各宗派代表懇談会で戒名に「殉」の一字を使用することを決定したというのである。⁽³³⁾ これを受けるかのようになり、翌昭和十四年から「殉」の文字が継続して使用されている。

次に、戒名を与える側についてであるが、上記のように戦死者には院号・居士という戒名としては特別に高いランクとされるものを与えている。それが全国的な傾向とみられることから、戒名を檀那寺の問題とばかりはいえない、何らかの指導や風潮があったのではないかと思われる。軍の指導については、そのような文書類を見いだすことはできなかった。しかし、「戦時中は（国の方針で）少将以上に院殿号がつくことになつて」「戦時中、軍部の政策で戦死者に院号を付けるようにされた」という真言宗僧侶や本門法華宗の法務部長の証言などがあることから、⁽³⁴⁾ 何らかの指導があつてそれを仏教各宗派本山が受け入れたのではないかと思われる。仏教界内部でも、戦死者の戒名についての議論があつたようで、「英霊に階級なし／齊しく院号法名下付せよ」という見出しで、⁽³⁵⁾ 将校のみに院号法名を下付するのは、英霊を差別するもので不穏当であるという議論が昭和十三年頃にみられた。⁽³⁵⁾ 戒名が、従来の社会的地位や檀那寺との関係でなく、国家への貢献という尺度でみられ、英霊に齊しく院号法名をつけるべきであるという議論が仏

法名
根岸房良
一、義 孝
右授與ス
昭和十三年五月三日
古義真言宗管長
大僧正高岡隆心 印

教界にあつたことは注目すべきことである。

因みに、高野山真言宗では、戦没者の戒名はすべて本山から管長名で授与されることになっていったといい、前掲の根岸房良氏の場合上記の文書があり、まさに管長が授与しているのである。高野山に問い合わせたところ、戦死者については管長名で授与していたが、現実的には檀那寺で付けられ、本山名で授与していたと思われる、との回答であつた。⁽³⁶⁾

(2) 戒名か俗名か

墓標の正面に戒名を刻むか俗名か、ということ個人墓や複数並記の墓標について調べたのが、次の表18であり、家墓の正面の銘をあわせて載せておいた。合計柱数は九十である。

これによると、正面に俗名（軍階級・勲等を含む）を刻む戦没者は二十二名で、うち戒名を墓標に全く刻まないのは七名である。但し昭和三十一年の三名は、三兄弟を一基に祀つたもので、墓標数としては五基である。これらの墓標の正面の銘と墓標の形態、竿石の高さ／幅を記すと次のようになる。

	建立年	形態	竿石高さ／幅	碑銘
A	昭和十三年	角錐台	3.5	陸軍工兵上等兵勲八等功七級△△之墓
B	昭和十四年	尖頭角柱	3.8	故陸軍歩兵上等兵勲八等功七級△△之墓
C	昭和三十一年	自然石	2.0	故陸軍歩兵伍長△△
D	記載なし	平頭角柱	3.0	勲八等功七級陸軍歩兵伍長△△之墓
E	記載なし	尖頭角柱	3.7	故陸軍衛生兵長勲八等功七級△△之墓

形態をみると、墓標の数として最も多い平頭角柱は一基のみで、他は自然石・尖頭角柱・角錐台などである。竿石の高さ／幅の比は、自然石の場合を除くと全て三・〇以上の長大なものである。また、これらの墓標には全て「戦死」の文字が刻まれ、D・Eは「壮烈ナル戦死」、Aは

表18 墓標正面の銘(建碑年別)

建碑年	総数	俗名		戒名			戒名		家墓の銘			
		戒名なし	戒名あり	個人	二名	三名以上	階級あり	階級なし	累代	代々	〇〇家	その他
明治	30	1		1			1					
	40	1	1									
大正	2	1				1	1					
	11	1	1									
	15	1							1			
昭和	2	1	1									
	3											
	4	1		1			1					
	5											
	6											
	7	2			2		2					
	8											
	9											
	10											
	11	1								1		
	12	1							1			
	13	1	1									
	14	1	1									
	15	3	1	1			1		1			
	16	1								1		
	17	1	1									
	18											
	19	2	1	1			1					
	20											
	21											
	22	1							1			
	23											
	24											
	25	1				1		1				
	26											
	27	1									1	
	28	1		1			1					
	29	1								1		
	30	5	1	3			3			1		
	31	9	3	2			1	1	1	2	1	
	32	9		2	2		3	1		4		1
	33	3		1				1			2	
	34	5		1	4		1	4				
	35	12		4		3	5	2		2	3	
	36	5		1				1		2	2	
	37	3		1			1			1	1	
	38	3		2			2			1		
	39	2								2		
	40	3									3	
	41	6		1				1		2	2	1
	42	3								1	2	
	43	3								1	2	
	44											
	45	1									1	
	46	6		2	1		2	1		1	2	
	47											
	48											
	49	3									3	
	50											
	51	3	1							1	1	
	52	3								2	1	
	53	1									1	
	54	3									3	
	55											

建碑年	総数	俗名		戒名			戒名		家墓の銘			
		戒名なし	戒名あり	個人	二名	三名以上	階級あり	階級なし	累代	代々	〇〇家	その他
	56	2									2	
	57	1									1	
	58	1									1	
	59	2									2	
	60	2									2	
	61											
	62	2				1		1			1	
	63	1							1			
平成	1											
	2	2									2	
	3	1									1	
	4											
	5	1										1
	6	1									1	
	7											
	8	2									2	
	9	1									1	
	10											
	11											
	12											
	13	1									1	
記載なし	64	2	7	18	2	8	16	12	2	21	3	1
合計	200	7	15	43	11	14	42	26	7	48	51	4
			22		68		68			110		

* 俗名欄と戒名欄は、個人墓及び複数並記の墓標について、正面が俗名か戒名かで分類したものである。正面に俗名の場合は、他の部分や墓誌に戒名があるかないかで分類した。戒名欄は、個人墓か複数並記墓かで分類し、また軍の階級を刻むかどうかでも分類した。

伯爵金子堅太郎の謹書になる「家門ノ光榮ナリ」「其ノ功績ヲ誌ス」と記されており、軍人として戦死したことを強調した墓標といえよう。但し、戒名を刻まないことで仏教徒ではないとは断言できない。Bは妻が建立した墓標で、既述のように側面に戦死者の子と思われる「光照童子」の戒名が刻まれ、A～Dは寺院墓地にあるからである。また、筆者が横浜市金沢区で調査したなかには、尖頭角錐台の形態で戒名が刻まれていない墓標があり、聞き取り調査の中で仏壇に戒名を記した位牌があり仏式で供養していたことがわかった事例もあった⁽³⁷⁾。残りの十五名(基)は、正面以外の場所に戒名を刻んでいるが、墓標の形態はうち七基が自然石・尖頭角柱・角錐台で、家墓がある十基中七基が家墓よりも大きく、竿石の高さ／幅の比も全て二・五以上で、三・七以上が自然石を除く十四基中八基を占めるなど、戒名を刻まない墓標との共通した特色がみられる。軍人として戦死したことを強調しようとした思いをそこにかがうことができる。一方、正面に戒名を刻むことは、仏教で供養したことを明示するものである。年代が判明するものとしては、戦前は正面に俗名を刻むものと戒名を刻むもの比は八名対七名であるが、戦後は五名対三十三名というように圧倒的に戒名を正面に刻む事例が多くなる。このようなことから、正面に俗名を刻む事例は戦前期に顕著にみられた特色であり、その場合でも七割近くが戒名を別な場所に刻んでいる。昭和三十一年以降は、墓標に軍の階級・勲等を刻まない事例も多くなってくる。「戦没者」としてでなく、一家族として供養しようとする遺族の意志のあらわれとみることができるであろう。

おわりに

以上、三浦郡葉山町における戦没者の記録として、役場文書・碑表・墓標等を調査し、戦没者がどのように記録され、そこに記されたデータ

からどのような戦没者の実態が浮かび上がってくるかを探ってきた。葉山町役場所蔵の「戦没者履歷簿」は、恩給復活による軍歴申立の資料と思われるもので、戦没者の出征から戦没までの軍歴を遺族がそれぞれ自筆で記した、おそらく最初のまとまった記録といえるであろう。これにより、遺族台帳では知り得ない遺族から見た戦争の実態や、戦没者の出征から死に至るまでの生き様や死の様子を垣間見ることができ、また、遺族台帳に脱落していた戦没者を五十二名載せるなど、台帳を補完するデータを提供している記録でもある。「戦争殉難者名簿」は、遺族名簿であるとともに、恩給復活による扶助料請求者が名簿に記されており、戦没者の妻が請求者になり得ない状況や、父母が請求者となっている場合が多い実態など、戦没者を取り巻く遺族の状況をうかがい知ることができた。「戦没者整理名簿」は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく遺族年金・弔慰金の請求にかかわる、戦没者遺族への説明会の月日、資料の配付、請求書の提出状況、県への提出状況などを記録した名簿である。この名簿を通して、昭和二十七年当時の遺族の状況や、遺族年金・弔慰金の請求状況を知ることができた。「葉山町戦没者名簿」(遺族台帳)は、戦後奉公会常置の資料として作成されたもので、戦後も遺族援護の基本台帳として加筆訂正された、戦没者の記録として詳細なデータを提供してくれる資料である。昭和十二年以降の戦没者が遺族台帳に三六九名記録されている。もとより本台帳は、町役場及び戦後奉公会が恩典や遺族援護に必要なデータを記録したものであるが、限定されたものではあるが、軍事行政上の資料としての公的性格を持つものであり、広く葉山町全体を見渡せる資料としても貴重な戦没者の記録であり、そこからさまざまな戦没者及び遺族の実態が浮かび上がってくる。戦没者はいつ、どこで亡くなったのかの傾向、戦後なお「戦死」した五名の状況から戦争は終戦では終わらなかった実態、戦没者の年齢による少年兵の実態、妻帯者の比率、残された妻の処遇など。さらに死亡原因からみた戦死・戦傷死・

戦病死・死亡の割合、それぞれの具体的な死亡の状況を記録した生々しい添付資料、成井書記により加筆されたと思われる書き込み、生死不明の状況とその対応としての戦死確認、戦病死に見る兵士の過酷な軍隊生活、非公務死及びその扱いに対する遺族の対応、これについては、遺族台帳と戦没者履歷簿と墓標を照合し、その記載が異なることに見る遺族の思いをうかがうことができた。自殺も含め、兵士のさまざまな死が具体的に記録されている。さらに公葬の記録からは、戦没者を軍や地域がどのように受け止めたのかをうかがうことができ、戦後の昭和二十一年五月まで行われていた実態も把握できた。

戦死者を表象する記念碑等については、その形態から、第一に忠魂碑・招魂碑・慰霊碑等の記念碑類、第二に森戸神社の総霊社にみる神社形式、第三に葉山町慰霊塔にみる塔の形式という三つに分けられた。また表象する対象の範囲や建立者により、第一に葉山町が町全体の戦死者を対象として建立した「葉山町慰霊塔」、第二に長柄・堀内・上山口の地区(旧村)ごとに地区団体が地区の戦死者を対象として建てた「忠魂碑」「招魂碑」「日露戦役記念碑」、第三に個々の神社が檀家や氏子崇敬者を対象として建てた「日露戦病歿英霊碑」「報魂碑」「総霊社」などの慰霊施設が存在した。そして、光徳寺の英霊碑に刻まれた六名にみるように、遺族が墓標を建立して供養し、寺で英霊碑による供養があり、更には六名全員が堀内地区の仙元山招魂碑に刻まれて地区の慰霊を受け、葉山町の慰霊塔にも刻まれている。ここに四層の重層した慰霊・供養の体系を認めることができる。これに県レベルの「神奈川県戦没者慰霊堂」(神奈川県護国神社)と、国レベルの靖国神社を加えると、六層の体系となる。遺族による供養だけでは済まずに、寺社や地域・町が戦没者を受け止め、施設を設けて慰霊・供養し、更には県や国レベルでもそれぞれに施設を設けて慰霊・供養を行うのである。このような重層的な慰霊・供養の体系が存在することは、戦没者に対する慰霊・供養の大きな特色といえる

であろう。さらに、それぞれの施設での儀式も仏教や神道、無宗教など統一されておらず、上層にいくほどに戦没者は個性を失い、遺族の意志や宗教に関わりなく行われてきたことも特色といえるであろう。

戦没者の墓標からは、その形態や刻まれた文字を通して、遺族がどのような死を受け止め、慰霊・供養したかを知ることができ、ひいては戦争の理解につながることもできる。高校の「日本史A」の教科書（実教出版）で「戦死者の墓石調査」を取り上げており、戦争体験を語れる人が少なくなつた現在、身近で戦争を追体験できる教材となりうるものがある。葉山町において、戦没者の墓標を調査し、二百名（一八四基）の墓標データを得た。それらを分析するなかで、「葉山町戦没者名簿」等のデータと照合してデータを補完するとともに、行政文書の記録と墓標の記録の差異をみることもできた。墓標の建立年からは、最も多く建立された昭和三十年代の場合に、遺族年金や恩給復活による生活のゆとり、戦死者の回忌、名誉の回復などが建立の背景にあつたであろうことを推測した。墓標の建立者からは、数の上で父母が最も多く、次いで兄弟、妻はそれに次ぐものであるが、時代により変遷があり、その変遷の中で建立者としての特色も見いだせることを指摘した。戦没者の墓標の形態は、尖頭角柱や角錐台・自然石などが特徴的で、竿石を長大なものにしたり、家墓よりもひときわ高くしたりする傾向がみられた。家墓があつてもそれに入れないで個人墓を建てる傾向もみられた。戦没者を特別視する供養のあり方をそこに見ることができ、しかし、昭和戦前期でも戦没者に子や母を並祀（合葬）した事例も一方では見られるので、厳格なものではなかつたようである。戦後、特に昭和三十年代を過ぎると、個人墓は殆ど建てられなくなり、家墓に合祀されるようになった。戦没者を特別視する観念が薄れていったと見ることができようであろう。それはまた、戦没者の個性の喪失ともいえるであろう。靖国神社では、戦没者は「英霊」として一座のなかに合祀され、全国戦没者追悼式でも「戦

没者」としてその個性は失われているが、戦没者の墓標は実に個性的である。昭和三十年代頃までの戦没者墓標は、戦没者個人を表象した墓標が多くみられ、氏名や没年ばかりでなく軍等級や戦没地、軍歴まで記したものもある。一際目立つ所に、一際目立つように墓標が建てられ、墓標の前に立つ者をして、戦没者の記憶をよみがえらせるような特色を供えているのが戦没者の墓標である。戒名を刻み供養するだけでは済まない戦没者墓標の特色といえるであろう。なお、戦没者の戒名は殆どの墓標に刻まれている。戒名が刻まれない墓標は五基あり、仏教色の薄い、あるいは軍用墓地の軍人墓にみるような形態であるが、その内四基は寺院墓地に建てられ、仏式の供養が行われていたと推測される。名誉の戦死をした軍人として、あるいは靖国神社の祭神として、それにふさわしい墓標を建設しようとしたものと思われる。

以上、葉山町における戦死者の記録として、若干の分析を試みた。調査にあたり、葉山町役場には役場資料の閲覧を許可していただき、さまざまな情報の提供もいただいた。葉山町遺族会及び各寺院・共同墓地管理組合には墓標調査にさまざまなご指導・ご支援をいただいた。小峰ミサさんや根岸房良氏ご遺族、その他多くの方々には葉山町の資料調査や聞き取りで大変お世話になった。また国立歴史民俗博物館の関沢まゆみ先生と新谷尚紀先生及び共同研究員の皆様にはさまざまなご指導・ご助言をいただいた。付して厚く御礼を申し上げます。

註

- (1) 二〇〇〇年版町勢要覧「町制施行七五周年記念」(葉山町、二〇〇〇年三月) 参照
- (2) 高梨炳「葉山町郷土史」一九七五年
- (3) 高梨炳前掲書
- (4) 厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史(記述篇)』厚生問題研究会発行、一九八八年
- (5) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会『戦傷病者戦死者遺族等援護法手引』一九五二年六月
- (6) 厚生省社会・援護局援護課監修『戦傷病者戦死者遺族等援護法 援護法Q&A―仕組みと考え方―』新日本法規出版、二〇〇〇年
- (7) 東京都公文書館所蔵文書。なお資料中の「訓令甲第百九十三号」とは、昭和十四年十月十一日付の東京市訓令「銃後奉公会二關スル件」という市民局長・厚生局長・各區役所宛文書で、銃後奉公会の設置整備をせよというものである。同じく資料中の「厚發第二〇四六號」は、右と同日付で東京市助役橋本祐幸から市民局長・厚生局長・各區長に宛てた「銃後奉公会二關スル件依命通牒」という文書で、「銃後奉公会設置要綱」「東京市各區銃後奉公会々則準則」「東京市銃後奉公會聯合會々則(案)」などを載せている(以上は昭和十四年十月十四日(土曜日)発行の「東京市公報」による。東京都公文書館所蔵)。
- (8) 軍事保護院「昭和十五年度軍人援護事業概要」昭和十七年発行
- (9) 「死没者原簿」等を資料として、昭和四十年に県が調査したという。神奈川県福祉部生活援護課『平成九年度生活援護業務関係資料集』一九九七年所収。
- (10) 戦争遺跡保存ネットワーク高知『ガイドブック 高知の戦争遺跡』二〇〇〇年
- (11) JACAR(アジア歴史資料センター) RefC01005079600、陸密、昭和十三年「来翰綴(陸普) 第一部」。陸普第六三三二号「戦傷、戦病等ノ定義二關スル件陸軍一般へ通牒」昭和十三年一月四日付(防衛省防衛研究所)
- (12) RefC01007773500、陸満機密・密・普大日記、陸密綴昭和十四年、陸密第三五五三号「戦死及戦死(死亡) 確認ノ區別二關スル件陸軍一般へ通牒」昭和十一年一月一日(防衛研究所)
- (13) 「戦没者履歴簿」に「戦病死」と記載されており、復活した軍人恩給を申請したようであるが、結果は不明である。
- (14) RefC0100767400、陸満機密・密・普大日記、陸密綴昭和十四年、陸密第一九一七号「生死不明者取扱二關スル件陸軍一般へ通牒」昭和十四年二月八日(防衛研究所)
- (15) RefC01007861600、陸満機密・密・普大日記、陸密綴昭和二十年、陸密第一九二四号「生死不明者ノ取扱二關スル件陸軍一般へ通牒」昭和二〇年三月四日(防衛研究所)
- (16) RefC04017015000、陸亜機密・陸亜密・密亜普大日記、昭和十七年「陸亜普書類綴 秘 柿部隊本部」、陸亜普第七五号「戦死者戦傷病死者等ノ告別式葬儀執行ノ際供物代拜等二關スル件陸軍一般へ通牒」(防衛研究所) など。
- (17) RefC04017021000、陸亜機密・陸亜密・陸亜普大日記、昭和十七年「陸亜普」(防衛研究所)
- (18) RefC04017024300、陸亜機密・陸亜密・陸亜普大日記、昭和十八年「来翰綴(陸亜普) 曆年未整理第一陸軍技術研究所」(防衛研究所) など。
- (19) 根岸房良戦死文書によると、官家四家からの香華料には「御香料」「香料」と記されている。
- (20) 福田勝之「葉山郷土誌」昭和五年、高梨炳「葉山町郷土史」昭和五〇年を参照
- (21) 高梨炳「葉山町郷土史」昭和五〇年
- (22) 昭和二十一年一月八日宮内省告示第一号
- (23) 「昭和十四年参事會議案原稿 財務課」「昭和十九年二月二十一日縣参事會議案原稿 知事官房庶務課」など参照。神奈川県立公文書館所蔵。
- (24) 文部大臣官房総務課「終戦教育事務處理提要第四集」(一九五〇年三月) による
- (25) 葉山町遺族会「遺族会二十五年のあゆみ」一九七一年
- (26) 岩田重則氏は著書「お墓」の誕生(岩波新書、二〇〇六年)でこれを戦死者多重祭祀として論じている。
- (27) 拙稿「神奈川県護国神社の創建と戦没者慰霊堂」「神道宗教」第一七四・一七五号、一九九九年
- (28) 北本市の事例は、下山忍氏が埼玉県立北本高校郷土研究同好会を指導して作成した「墓石が語る庶民の足跡―北本市内戦没者墓石調査報告書―」第1〜5集(一九八三〜八七年)による。金沢区の調査は、筆者が県立釜利谷高等学校の生徒とともに二〇〇一年に調査したもので、未発表である。
- (29) 明治三十年八月十七陸軍省令第二十二号「陸軍埋葬規則」法令全書第三〇卷ノ四
- (30) 戦前の家墓は、建立年を刻まない事例が多いので、個人墓と家墓の両方の建立年がわかる事例は少ない。また、個人墓や複数並記の墓を合葬した家墓が戦後に建てられた事例も多く見られるが、煩雑になるのでここではその数値を示さなかった。
- (31) 陸亜普第一六八四号。陸軍大臣官房編纂「陸軍成規類聚」昭和十六年所収
- (32) 大濱徹也「英霊」崇拜と天皇制(『日本人の宗教 第三卷』所収一七八頁、

一九七三年、田中丸勝彦『さまよえる英霊たち』二〇〇二年など。

(33) 矢野敬一「戦死者の記憶／戦死者の行方」(赤坂憲雄ら「神々のいる風景」岩波書店、二〇〇三年)で指摘されている。

(34) 島田裕巳『戒名なぜ死後に名前を変えるのか』法蔵館、一九九一年

(35) 矢野敬一氏前掲書参照

(36) 二〇〇三年八月二十三日金剛峰寺Webページ管理者からの回答

(37) 拙稿「名誉の戦死―陸軍上等兵黒川梅吉の戦死資料―」岩田書院、二〇〇六年

〔追記〕 本稿でしばしば引用した葉山町の根岸房良氏戦死資料について、入稿後筆者が勤務する神奈川総合高校の昭和史研究会で生徒によつて解説がすめられ、成果を文化祭に展示した。その図録(平成19年度神奈川総合高等学校研究紀要・別冊)筆者監修、二〇〇八年)に、紙幅の関係で本稿に掲載できなかった図や文字資料を載せている。

(神奈川県立神奈川総合高等学校教諭、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇七年四月三〇日受理、二〇〇八年一〇月三日審査終了)

Records of the War Dead in Hayama-machi, Miura-gun

SAKAI Hisayoshi

This paper explores records of the war dead in the administrative district of Hayama-machi, Miura-gun, and the kind of information on these war dead that these records provide. Documents from the Hayama town hall include lists dating from the pre-war period of those who died in war, as well as documents pertaining to support for their families. Besides providing information about their families and the support given to them, these documents also tell us how the war dead were recorded. There are three types of memorials that commemorate the war dead: inscribed memorials, shrine memorials and monuments. There are four systems for worshipping the war dead, as in addition to inscribed memorials for the war dead memorials were also erected by shrines and temples, local communities and the town. This number is increased to six if, on a prefectural and state level, we add the Kanagawa Prefectural War Memorial Hall and Yasukuni Shrine. The grave markers of the war dead tell us not only about the war dead themselves, but also about how the bereaved took their deaths and worshipped the deceased. Supplementary information was obtained by studying the two hundred names taken from grave markers and checking them against Hayama-machi's official lists and new information came to light as a result of checking written administrative records against the records of the grave markers.